

令和2年9月23日（水）
於：東京消防庁スクワール麹町4階会議室

第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第4回）次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

第15期東京都住宅防火対策推進協議会報告書（案）について

4 閉 会

【 配 布 物 】

- 委員名簿
- 席次表
- 第15期東京都住宅防火対策推進協議会報告書（案）
- 第3回協議会議事録

第15期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

	氏名	職名等
委員	栗野 達人	公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 会長
委員	猪飼 敏夫	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長事務取扱 保健福祉部参事
委員	池上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
委員	伊藤 和子	多摩市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	大木 島実	東京消防庁 本田消防署長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
委員	角谷 幸子	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	川井 誉久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	菊地 聡	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 電気保全課長
委員	小林 三枝	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	篠宮 壘	東京都住宅供給公社 住宅営繕部 設備担当部長
委員	柴宮 深	練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長
会長	関澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	唯藤 節子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事
委員	田中 勝久	公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事
委員	田中 祐輔	東京消防庁 参事 兼 防災部防災安全課長
会長代行	廣井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
委員	松本 浩司	NHK解説委員室 解説主幹
委員	森住 敏光	東京消防庁 防災部長
委員	吉成 武男	東京都町会連合会 会長
委員	山根 悟	あきる野市 健康福祉部 障がい者支援課長
委員	山本 浩史	一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長
委員	渡辺 博	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事
オブザーバー	佐藤 淳哉	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
オブザーバー	瀬川 裕之	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長
オブザーバー	吉田 暁	総務省消防庁 予防課 予防係長

第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第4回）席次表

令和2年9月23日（水）
スクワール麹町4階会議室

吉成委員
（東京都町会連合会 会長）

廣井会長代行
（東京大学大学院工学系研究科
都市工学専攻准教授）

関澤会長
（東京理科大学大学院
国際火災科学研究科教授）

松本委員
（NHK解説委員室 解説主幹）

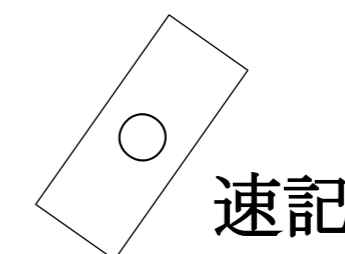
○	○	○	○
---	---	---	---

- 池上委員
（公益財団法人 市民防災研究所理事） ○
- 角谷委員
（東京都民生児童委員連合会 常任協議員） ○
- 尾作委員
（町田防火女性の会 会長） ○
- 小澤委員
（赤羽消防団 副団長） ○
- 柴宮委員
（練馬区 福祉部
障害者サービス調整担当課長） ○
- 田中委員
（公益財団法人
東京連合防火協会 専務理事） ○
- 大木島委員
（東京消防庁 本田消防署長） ○
- 森住委員
（東京消防庁 防災部長） ○
- 田中委員
（東京消防庁 参事 兼 防災部
防災安全課長） ○

- 唯藤委員
（一般財団法人
全日本ろうあ連盟 理事） ○
- 栗野委員
（公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構
東京都聴覚障害者連盟 会長） ○
- 小林委員
（特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員研究協議会 理事） ○
- 山本委員
（一般社団法人 日本火災報知機工業会
住宅防火推進委員会 委員長） ○
- 菊地委員
（独立行政法人 都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 電気保全課長） ○
- 渡辺委員
（公益社団法人
東京都宅地建物取引業協会 副専務理事） ○
- 篠宮委員
（東京都住宅供給公社
住宅営繕部 設備担当部長） ○
- 佐藤 オブザーバー
（東京都福祉保健局
障害者施策推進部 地域生活支援課長） ○
- 瀬川 オブザーバー
（東京都福祉保健局
高齢社会対策部 在宅支援課長） ○
- 吉田 オブザーバー
（総務省消防庁 予防課 予防係長） ○

事務局

○	○	○
浅見 （東京消防庁 防災部 副参事）	阪本 （東京消防庁 生活防災安全係 全課長）	竹内 （東京消防庁 生活防災安全係 主任）



第15期東京都住宅防火対策推進協議会

報告書（案）

「住宅用火災警報器の設置促進及び
適切な維持管理方策について」

東京都住宅防火対策推進協議会

は じ め に

作成中

令和2年 月 日

第15期東京都住宅防火対策推進協議会会長 関 澤 愛

目 次

第15期東京都住宅防火対策推進協議会報告書

協議テーマ「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」

はじめに

	ページ
I 序章	
I－1 テーマ設定の背景と目的	1
I－2 検討体制	1
II 現状と課題、検討の方向性	
II－1 住宅火災の現状	
(1) 住宅火災件数の推移	4
(2) 住宅火災による死者数の推移	4
(3) 住宅火災における住宅用火災警報器等設置状況	5
II－2 住宅用火災警報器等の現状	
(1) 設置率と点検状況及び今後の予想推移	5
(2) 住宅用火災警報器等の奏功状況	6
(3) 奏功事例	6
(4) 本体交換の推奨について	7
II－3 課題	
都民への設置後10年での本体交換の周知・促進	9
II－4 検討の方向性	
(1) 効果的な広報方法について	10
(2) 共同購入の推奨について	10
(3) 今後の住宅用火災警報器のあり方について	10
(4) モデル消防署でのヒアリング調査及び試行の実施	10

Ⅲ 住宅用火災警報器に関する町会長等へのヒアリング

Ⅲ－１ ヒアリング内容と結果

- (1) ヒアリング調査概要 1 1
- (2) ヒアリング調査結果 1 1

Ⅲ－２ ヒアリング調査結果を踏まえた課題検討

- (1) 付加機能等に関する関係機関・業界への提案や依頼、情報提供 1 5
- (2) 関係機関に対する取付支援、補助金制度の拡充、低価格化等の働きかけ 1 5
- (3) 共同購入の推進 1 5
- (4) 様々な広報媒体を活用した情報発信 1 5

Ⅳ 課題解決に向けた取組（試行）の実施

Ⅳ－１ 取組（試行）の概要 1 7

Ⅳ－２ 様々な広報媒体による情報発信

- (1) 取組内容 1 7
- (2) 推奨事項 1 8
- (3) 課題 1 8
- (4) 試行を踏まえた効果的な広報の推進 1 8

Ⅳ－３ 共同購入の試行

- (1) 取組内容 1 9
- (2) モデル消防署の事例 2 0
- (3) 推奨事項 2 2
- (4) 課題 2 2

Ⅳ－４ 共同購入での購入者、未購入者の意見

- (1) アンケート調査概要 2 3
- (2) アンケート調査結果 2 3
- (3) 課題 2 5

IV-5	試行を踏まえた共同購入の推進	25
------	----------------	----

V 提言 住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について

V-1	本体交換の推奨	28
V-2	未設置住戸の解消	28
V-3	広報方法	29
V-4	共同購入	30
V-5	関係機関への働きかけ	30
V-6	職員の能力向上を図る試み	31
V-7	住宅防火対策の将来構想	31
	別表 住宅防火対策の将来構想について	32

○ 資料

資料1	住宅用火災警報器に関するヒアリング調査について	33
資料2	住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果について	36
資料3	共同購入実施町会へのアンケート調査について	40
資料4	共同購入実施町会へのアンケート調査結果について	41

- 東京都住宅防火対策推進協議会は、東京消防庁防災安全に関する規程（平成21年4月東京消防庁訓令第29号）第31条により設置しており、本報告書の各種データや事例等は、全て東京消防庁管内のものである。

東京消防庁管内とは、東京都のうち稲城市、島しょ地区を除く地域（東久留米市は平成22年4月1日より東京消防庁管内）である。

第15期東京都住宅防火対策推進協議会報告書

協議テーマ

「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」

I 序章

I-1 テーマ設定の背景と目的

住宅用火災警報器は、平成16年10月の新築住宅への設置義務化及び平成22年4月の既存住宅への設置義務化以降、着実に設置が進み、令和元年10月現在、東京消防庁管内の自動火災報知設備等を含む設置率は89.4%（令和元年10月、消防に関する世論調査）である。また、住宅火災件数は減少傾向にあるとともに住宅用火災警報器等設置有無別による人的・物的損害の差は大きく、住宅用火災警報器等設置による効果は明らかである。

一方で、平成30年中の住宅火災による死者66人のうち、住宅用火災警報器等未設置住宅での死者は、32人（48.5%）であり、設置率が約9割であるにもかかわらず、未設置住宅での被害が顕著である。

さらに、本体交換が推奨される設置から約10年以上経過した機器については、機器本体の故障等により、今後、火災時に必要な効果を発揮できなくなることも危惧されている。

このようなことを踏まえ、第15期東京都住宅防火対策推進協議会では、「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」をテーマに検討することとした。

I-2 検討体制

東京消防庁防災安全に関する規程（平成21年4月東京消防庁訓令第29号）第31条により、次のとおり設置した。

1 名 称：第15期東京都住宅防火対策推進協議会

2 設置期間：令和元年8月8日から令和3年3月31日まで

3 会 議：第1回協議会 令和元年 8月 8日 (木)

第2回協議会 令和元年10月18日 (金)

第3回協議会 令和2年 2月 5日 (水)

第4回協議会 令和2年 9月23日 (水)

4 委 員：次のとおり

(会長・会長代行・委員50音順・オブザーバー)

	氏名	職名等
会長	関澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
会長代行	廣井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
委員	青木 浩	東京消防庁 防災部長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	森住 敏光	東京消防庁 防災部長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	栗野 達人	公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 会長
委員	池上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
委員	伊藤 和子	多摩市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
委員	川井 誉久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	菊地 聡	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 電気保全課長
委員	小林 三枝	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	佐藤 重春	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長 令和元年8月8日から令和2年8月31日まで
	猪飼 敏夫	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長事務取扱 保健福祉部参事 令和2年9月1日から令和3年3月31日まで
委員	篠宮 壘	東京都住宅供給公社 住宅営繕部 設備担当部長
委員	柴宮 深	練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会 会長 令和元年8月8日から令和元年12月9日まで

	吉成 武男	東京都町会連合会 会長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	唯藤 節子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事
委員	田中 勝久	公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事
委員	野村 由紀子	羽村市 福祉健康部 障害福祉課長 令和元年8月8日から令和2年8月31日まで
	山根 悟	あきる野市 健康福祉部 障がい者支援課長 令和2年9月1日から令和3年3月31日まで
委員	萩森 義男	東京消防庁 本田消防署長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	大木島 実	東京消防庁 本田消防署長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	福永 輝繁	東京消防庁 参事 兼 防災部防災安全課長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	田中 祐輔	東京消防庁 参事 兼 防災部防災安全課長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	松尾 光恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 令和元年8月8日から令和2年2月4日まで
	角谷 幸子	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 令和2年2月5日から令和3年3月31日まで
委員	松本 浩司	NHK解説委員室 解説主幹
委員	山本 浩史	一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長
委員	渡辺 博	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事
オブザーバー	下川 明美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	瀬川 裕之	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
オブザーバー	八木 良次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	佐藤 淳哉	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
オブザーバー	吉田 暁	総務省消防庁 予防課 予防係長
事務局	東京消防庁 防災部 防災安全課	

II 現状と課題、検討の方向性

II-1 住宅火災の現状

(1) 住宅火災件数の推移

平成16年10月の新築住宅への設置義務化及び平成22年4月の既存住宅への設置義務化以降、火災件数及び住宅火災件数ともに減少傾向にある（図1）。

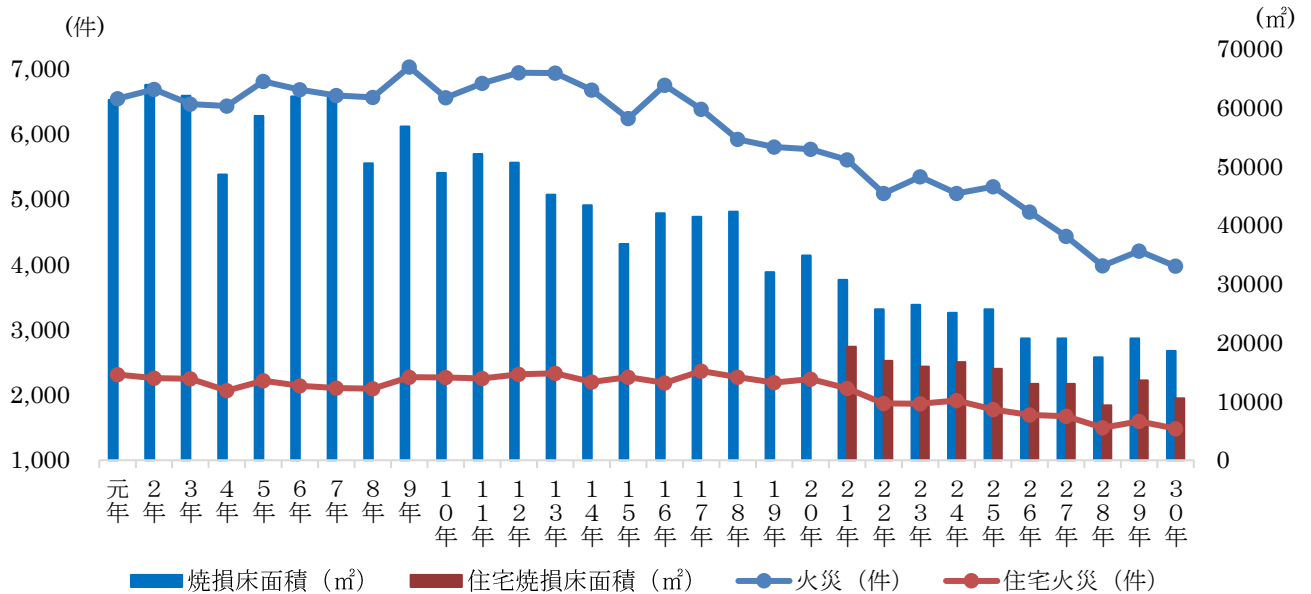


図1 平成元年からの火災発生件数、焼損床面積の推移

(2) 住宅火災による死者数の推移（平成26年から平成30年までの過去5年間）

平成26年から平成30年までの過去5年間の住宅火災による死者は約7割が高齢者である（図2）。

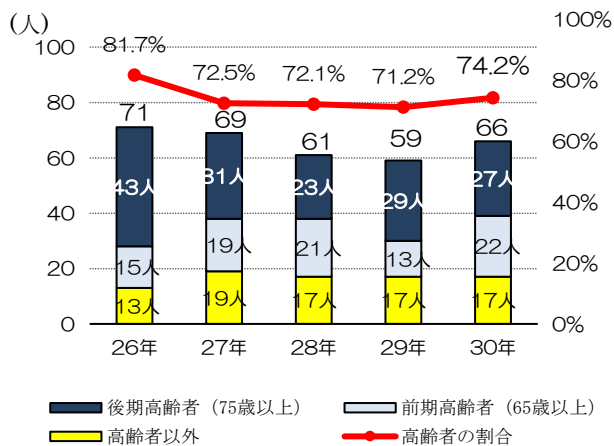


図2 住宅火災による死者数と高齢者の割合

(3) 住宅火災における住宅用火災警報器等の設置状況

(平成26年から平成30年までの過去5年間)

住宅用火災警報器等の設置率は平均して85.4%（消防に関する世論調査）であるが、火災が発生した住宅では約3割が住宅用火災警報器等を設置しておらず、さらに火災による死者が発生した住宅では半数が設置していなかった（図3、図4）。

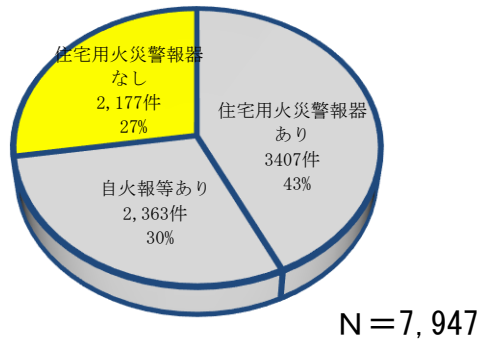


図3 住宅火災における住宅用火災警報器等設置状況

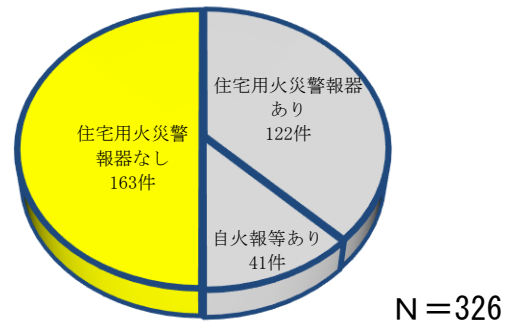


図4 死者が発生した住宅火災における住宅用火災警報器等設置状況

II-2 住宅用火災警報器等の現状

(1) 設置率と点検状況及び今後の予想推移

消防に関する世論調査によると、住宅用火災警報器等の設置率は85%前後と高い水準で推移しているが、約4割が定期的な点検をしていない。

過去3年間分の未点検率（平成28年度から平成30年度まで）から予測すると、今後、設置しているが、機能しない住宅用火災警報器等の増加が懸念される（図5）。

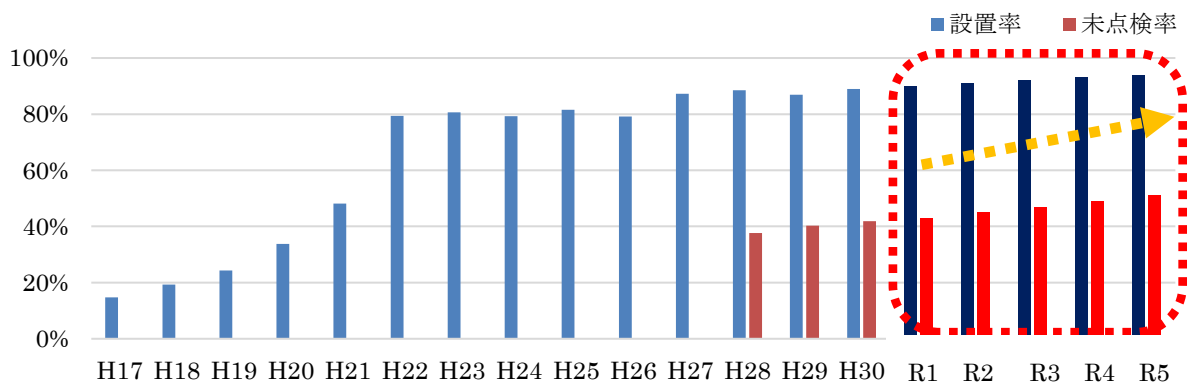


図5 住宅用火災警報器等の設置率と点検状況及び今後の予想推移

(2) 住宅用火災警報器等の奏功状況（平成26年から平成30年までの過去5年間）

住宅用火災警報器等の奏功とは、住宅用火災警報器の作動により、火災を未然に防いだ、若しくは、火災による被害を軽減したものをいう。

平成26年から平成30年までに発生した住宅火災7,947件について、火災1件あたりの平均焼損床面積及び平均損害額を比べると、住宅用火災警報器等設置ありの住宅に比べ、住宅用火災警報器等設置なしの住宅はそれぞれ約3.3倍、約2.4倍も違うことが分かる（図6、図7）。

よって、住宅用火災警報器等の設置により、被害が軽減されていることが分かる。

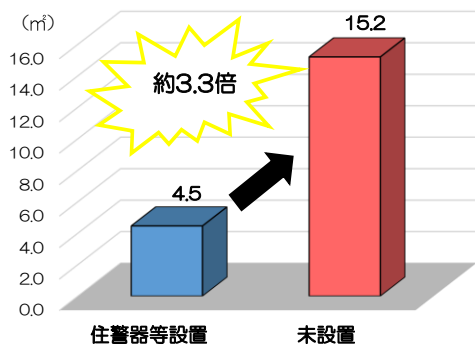


図6 火災1件あたりの平均焼損床面積

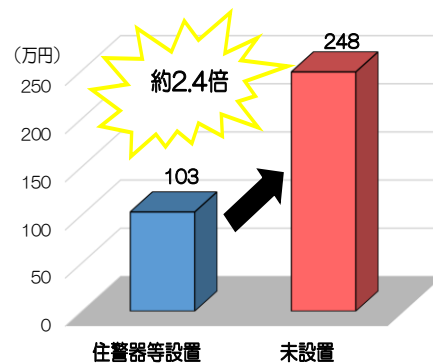


図7 火災1件あたりの平均損害額

(3) 奏功事例

【火災を未然に防いだ事例】

●隣人が気付いた事例

男性がこんろの火を消したつもりで外出してしまったところ、鍋が空焚き状態となって煙が発生し、住宅用火災警報器が鳴動した。隣人の男性が住宅用火災警報器の鳴動音と煙に気づき、119番通報を行った。到着した消防隊がこんろの火を止め、火災には至らなかった。

●就寝中、鳴動により目が覚めた事例

男性は飲酒后、鍋をこんろの火にかけたまま寝込んでしまった。発生した煙により住宅用火災警報器が鳴動したため、男性は鳴動音に気づき目を覚ました。すぐにこんろの火を止めることができたため、火災には至らなかった。119番通報については、隣室居住者が住宅用火災警報器の鳴動音に気づき通報していた。

【被害の軽減につながった事例】

●連動型住宅用火災警報器の鳴動により、早い発見につながった事例

娘が2階寝室で電気ストーブのスイッチを入れたまま就寝したため、掛け布団が電気ストーブに接触して火災になった。寝室に設置してある住宅用火災警報器の鳴動音で目が覚めると、同時に1階リビングにいた家族も連動型の住宅用火災警報器が鳴動したため駆けつけ、浴室に掛布団を運びシャワーで消火後、119番通報した。

●別の部屋にいた妻が鳴動に気付いた事例

夫が2階寝室でたばこを吸いながら眠ってしまったため、たばこが布団に着火して出火した。1階にいた妻が、2階の住宅用火災警報器の鳴動音に気づいて夫の寝室へ行くと、室内に白煙が充満していたため、119番通報し、台所で洗面器に水を汲み布団にかけ、初期消火を実施した。

●下階の鳴動に気付いた事例

男性が自宅の3階にいたところ、2階から住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえたので2階へ降りると、断線して床に落下した電気コードから炎が3～5cm立ち上っているのを発見した。すぐに電気コードから出ている炎を自分の息で吹き消し、119番通報した。

(4) 本体交換の推奨について

ア 住宅用火災警報器の設置後10年での交換推奨理由

住宅用火災警報器は設置から10年を目安に本体交換が推奨されているが、関係機関の認識はどのようなものか、聞き取り調査を実施した。その結果、「設置後10年が経過すると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることから、本体交換を推奨している」ことについて、共通した認識を持っていることが分かった（表1）。

表1 住宅用火災警報器メーカー（4社）への聞き取り調査結果及び関係機関の現状

	10年で機器本体の交換が必要な理由
メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な電池寿命は10年だが、使っている電子部品に約10年の寿命部品がいくつかあるため、電池交換しても20年はもたない。 ・布団の綿ぼこりなど、汚れが蓄積して機能しなくなるおそれもある（ホコリを取るのは難しい）。 ・光電式は経年劣化で照度が変わるので保証できなくなる。 ・ICチップ、精密機器の信頼性に問題がある。
総務省 消防庁	<p>住宅用火災警報器の電池寿命の目安は約10年とされ、故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせることとしている。</p> <p>また、電池切れと判断した住宅用火災警報器が設置から10年経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨している。</p> <p style="text-align: right;">（平成27年11月12日 消防庁長官通知）</p>
日本火災 報知機 工業会	<p>住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、設置から10年を目安に本体交換することを推奨している。</p>
東京 消防庁	<p>住宅用火災警報器は、経年による電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなったり、故障しやすくなることがあるため、定期的に点検を行い、電池切れの場合は電池交換（設置から10年を経過したものは本体交換）することを推奨している。</p> <p style="text-align: right;">（平成27年12月4日 防災部長通知）</p>

イ 住宅用火災警報器等の設置率・10年交換の認知率

住宅用火災警報器等の設置率は、約9割と高い水準である。しかしながら、作動確認の実施率及び設置後10年での本体交換に関する認知率が低いことから、設置しているが機能しない住宅用火災警報器等の増加が懸念される（表2）。

表2 住宅用火災警報器の設置率・10年交換の認知率

	H29	H30	R1
設置率（※ ¹ 消防に関する世論調査）	86.9%	85.2%	89.4%
作動確認実施率（※ ² 消防に関する世論調査）	49.4%	50.5%	43.9%
10年交換推奨の認知率（※ ³ インターネット調査）	未実施	未実施	45.4%

※¹消防に関する世論調査…東京都在住の満18歳以上男女3000人に調査

※²作動確認実施率…「住宅用火災警報器を設置している」と回答した1,251人に調査

※³インターネット調査…東京都在住の満18歳以上男女500人に調査

II-3 課題

都民への設置後10年での本体交換の周知・促進

電気用品安全法に基づき、標準使用条件の下で使用した場合の家電製品の使用期間は、7年から10年の物が多く、住宅用火災警報器も同様に、電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることが危惧される。しかし、設置後10年での本体交換推奨に関する認知率は45.4%と低く、設置義務化から16年が経過していることから、設置当初から交換されていない住宅用火災警報器が多く存在することが予想される。

住宅火災による被害軽減には、設置後10年での本体交換や定期的な点検の必要性を都民に周知し、古い住宅用火災警報器の本体交換を促進していく必要がある。

Ⅱ－４ 検討の方向性

(1) 効果的な広報方法について

住宅用火災警報器の設置後10年での本体交換及び定期的な点検について、チラシやホームページ、街角のデジタルサイネージ等、都民への効果的な周知方法について検討する。

(2) 共同購入の推奨について

住宅用火災警報器の義務化当時に、町会単位で共同購入を実施した事例が複数あった。共同購入により、一斉に本体交換を実施することで、次回の交換時期が明確になるとともに、地域一帯の防火体制の強化及び住民の防火意識の向上が望めることから、共同購入の有効性や推進方法について検証する。

(3) 今後の住宅用火災警報器の在り方について

煙・熱だけの機能を有するものだけでなく、付加機能がある住宅用火災警報器等、将来的な住宅用火災警報器の在り方について検討する。

(4) モデル消防署でのヒアリング調査及び試行の実施

(1)から(3)について、町会に対するヒアリング調査を行い、現状を把握するとともに、今後検討する内容を精査する。

また、(2)については、モデル消防署での試行を実施し、その効果を検証する。

Ⅲ 住宅用火災警報器に関する町会長等へのヒアリング

Ⅲ-1 ヒアリング内容と結果

(1) ヒアリング調査概要

消防職員が町会長宅を訪問し、ヒアリング調査を実施した（表3）。

表3 ヒアリング調査概要

期間	令和元年9月6日（金）から令和元年9月27日（金）まで
対象者	丸の内消防署、奥多摩消防署を除く、東京消防庁管内79署の各町会長 （各署5つの町会長宅を訪問、合計395サンプル）
調査項目概要 （資料1）	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置後10年での本体交換の認知状況・実施状況について 2 効果的な広報媒体について 3 共同購入の意向と課題について 4 住宅用火災警報器に求めている付加価値等について 5 関係機関との連携について

(2) ヒアリング調査結果 **（資料2）**

ア 設置した経緯

自分で購入して設置した人が多く、次いで引っ越し先や建て替え時にすでに設置されていた、町会等で共同購入したケースが多くあった（図8）。

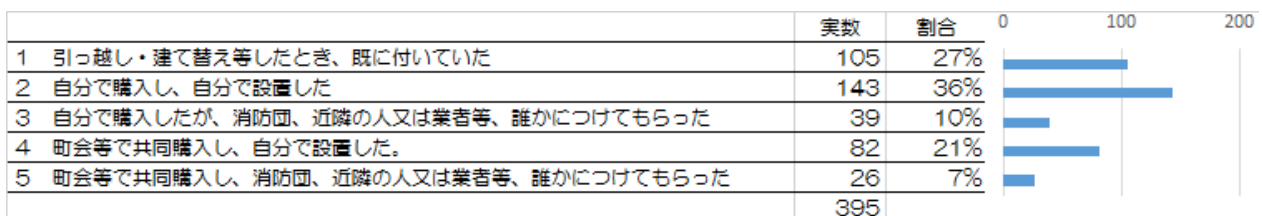


図8 住宅用火災警報器を設置した経緯

イ 設置後10年での本体交換の認知率

町会長は、防災に携わる機会が多いと思われるが、設置後10年での本体交換の必要性について、約3割の人が知らなかった（図9）。

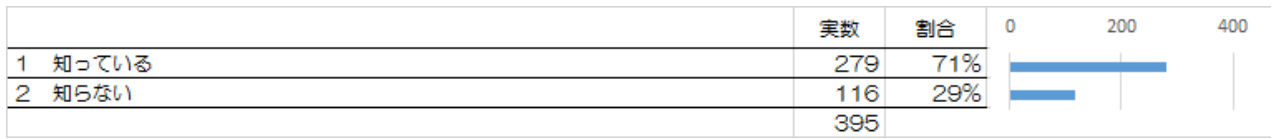


図9 設置後10年での本体交換の認知率

ウ 設置後10年での本体交換を知った経緯

町会の回覧板のほか、消防署からのチラシ等によるお知らせや防火防災訓練等、消防を通じて知る機会が多かった（図10）。

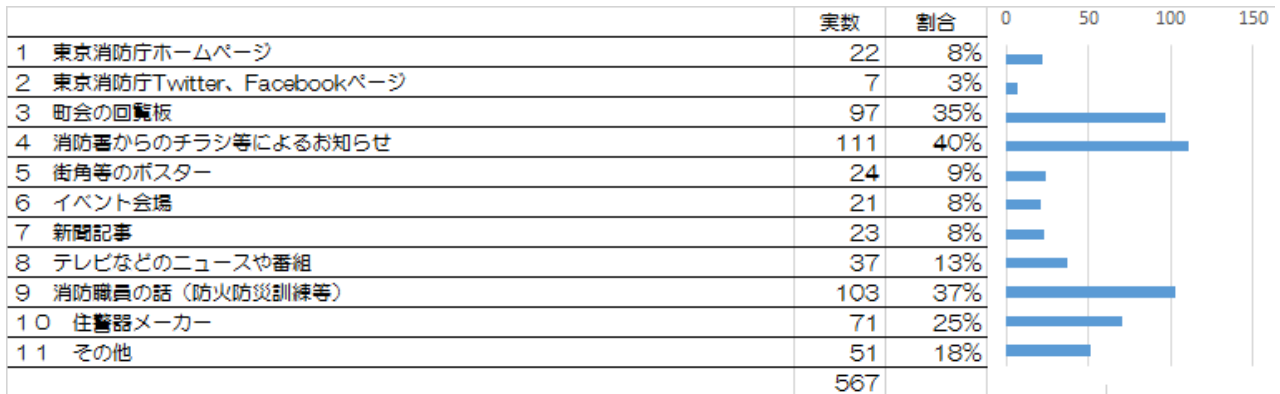


図10 設置後10年での本体交換を知った広報媒体（複数選択可）

エ 本体交換の意向とその理由

約2割の人が本体交換をしようと思わない、分からないと回答している。その理由としては、正常に作動しているから、電池交換すれば使用可能だから、交換時期が分からないから等の意見が多くあげられた（図11、図12）。



図11 本体交換の意向

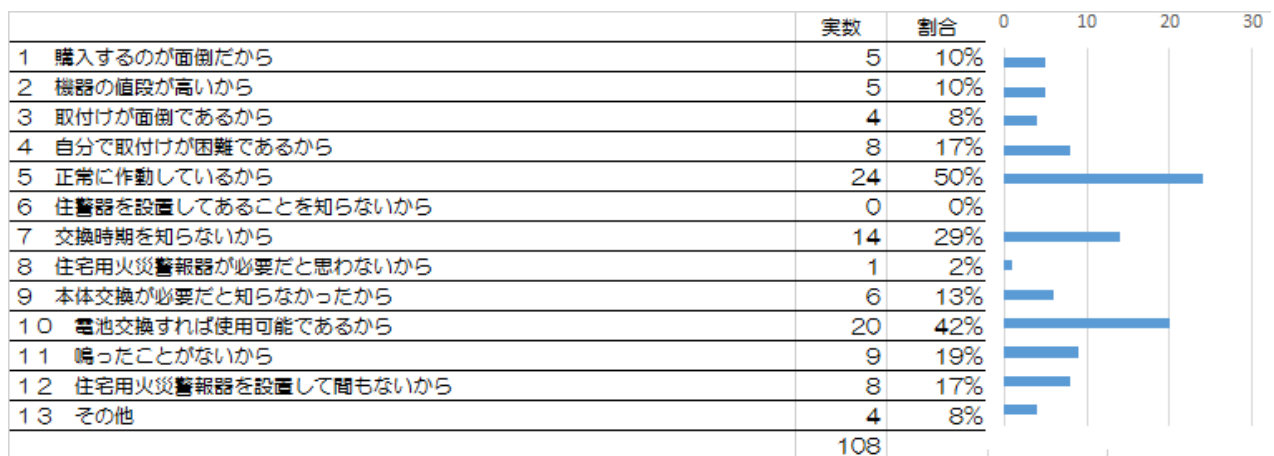


図12 本体交換をしようと思わない理由

オ 住宅用火災警報器に求めている付加機能

「火災保険が安くなる」、「非常用照明がある」、「スマートフォンと連携している」が多くあげられた（図13）。

また、「どうすれば本体交換をする人が多くなると思いますか」という質問に対し、補助金や共同購入により市場より安くなることがあげられたほか、取付サービスや交換時期が分かること等が多くあげられた（図14）。



図13 住宅用火災警報器に望む付加機能

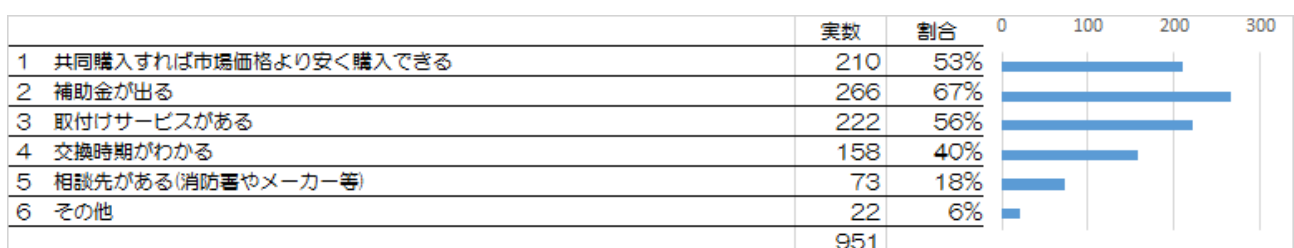


図14 共同購入をより多くの人が望むための方法

カ 共同購入の意向

「共同購入をしようと思うか」という質問には約半数が共同購入をしたいと回答している（図15）。

一方で、「共同購入したいと思わない」と回答した人の多くが町会役員の負担を理由にあげている（図16）。

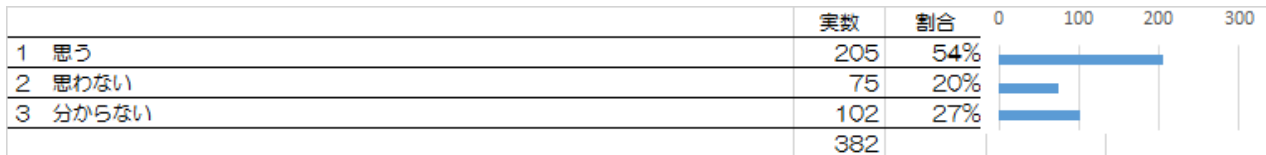


図15 共同購入の意向



図16 共同購入を望まない理由

キ 障害を持っている方へのヒアリング結果

フラッシュ機能や室内信号装置等との連携した住宅用火災警報器は、一般的な住宅用火災警報器より高額なことから関係機関の助成を望む声が多い（表4）。

表4 障害を持っている方へのヒアリング結果

1 付加価値や新機能について望むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・就寝時にも分かるようなバイブレーション機能 ・フラッシュ機能 ・室内信号装置との連携 ・スマートフォンと連携 等
2 その他、住宅用火災警報器に望むこと

- ・共同購入時にメールやFAXでのスムーズな対応ができるように。
- ・マンション等の購入時に音を光に変更できるような選択がほしい。
- ・聴覚障害者には、風呂場やトイレにも光で分かる装置が必要。室内信号装置の連携と助成をお願いしたい。

※公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟の協力により、8名にヒアリングを実施

Ⅲ-2 ヒアリング調査結果を踏まえた課題検討

(1) 付加機能等に関する関係機関・業界への提案や依頼、情報提供

多くの方が住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理による火災保険の割引を望んでいること、また、スマートフォンとの連携や非常用照明機能等の付加価値を望む声が多いことから、住宅用火災警報器の規格等について、関係業界に対する働きかけが必要である。

(2) 関係機関に対する取付支援、補助金制度の拡充、低価格化等の働きかけ

関係機関への要望として、取付支援や補助金、低価格化等を望む声が多いことから、住宅用火災警報器メーカー・家電量販店・行政機関等の関係機関へ働きかけをしていく必要がある。

(3) 共同購入の推進

住宅用火災警報器の購入方法として、共同購入を望む声が多かった。しかしながら、町会役員の負担を心配する声も多いことから、負担を軽減しながら共同購入を推進できる仕組み作りが必要である。

(4) 様々な広報媒体を活用した情報発信

設置後10年での本体交換の必要性を知らない人も多く、知っていても本体交換の必要性が正しく伝わっていない場合もある。都民の情報入手方法として、チラシやイ

インターネット等、様々な手法があることから、広報手段を検討し、正しい情報をより多くの人に周知するための広報が必要である。

IV 課題解決にむけた取組（試行）の実施

IV-1 取組（試行）の概要

様々な広報媒体による情報発信については、全消防署で実施し、町会単位での共同購入についてはモデル消防署として2つの消防署を指定した（表5）。

表5 課題解決に向けた取組（試行）の概要

取組概要	モデル署数	試行期間
様々な広報媒体による 情報発信	81署（全消防署）	令和元年10月29日から 令和元年12月31日まで
町会単位での共同購入	2署（野方消防署、本田消防署）	

以下に各試行の詳細な取組内容、取組（試行）の実施結果を示す。

IV-2 様々な広報媒体による情報発信

(1) 取組内容

正しい情報をより多くの人に周知するため、全消防署において、住宅用火災警報器の設置後10年での本体交換の広報を様々な手法で実施した（図17）。

ア 横断幕やチラシ等の作成

イ 防火防災訓練、自衛消防訓練、救命講習等での広報

ウ 防災メールマガジン、署HP、区広報紙、FMラジオ、駅構内の掲示板等

エ 街角のデジタルサイネージ

オ 総合的な防火防災診断での広報

カ スーパーの店頭やホームセンター等での広報キャンペーン

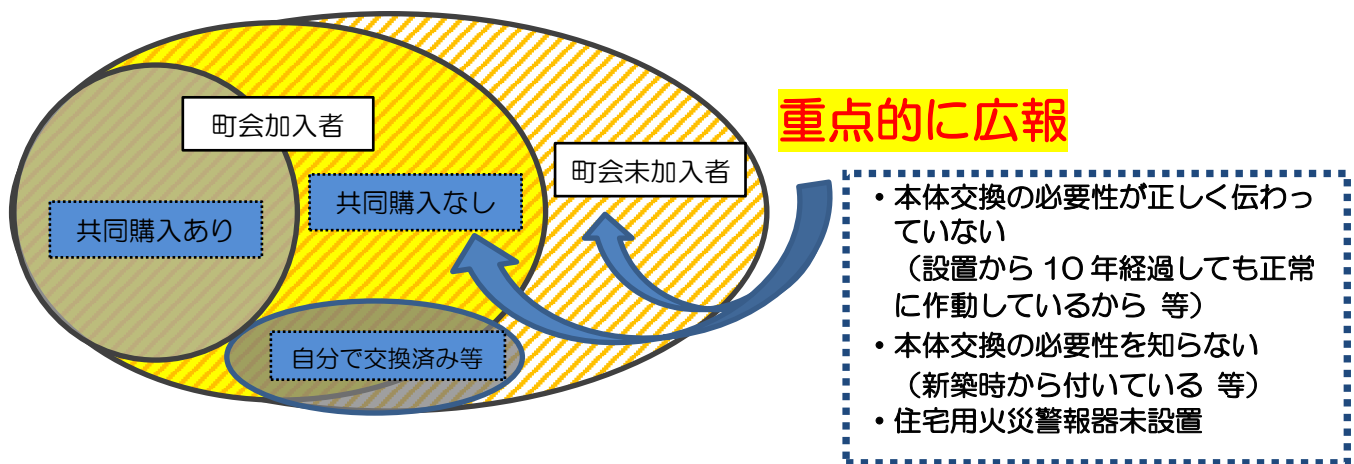


図17 広報対象のイメージ

(2) 推奨事項

- ア 防火防災訓練会場に広報ブースを設けることで、設置後10年での本体交換の推奨とともに、共同購入について多くの訓練参加者の関心を得ることができた。
- イ 防災講話の機会に、近隣で発生した火災を知らせるとともに、住宅用火災警報器の奏功事例を紹介することで、本体交換や共同購入についての重要性を認識してもらうことができた。

(3) 課題

- ア 消防職員が統一した広報ができるように、住宅用火災警報器の点検、本体交換の広報説明マニュアルが必要である。
- イ 説明用として住宅用火災警報器の実機モデルがあるとよい。
- ウ 一人暮らしの高齢者等は、購入しても取り付けられない場合がある。

(4) 試行を踏まえた効果的な広報の推進

今後も各消防署の管内情勢に合った広報を展開していくとともに、東京消防庁内で統一した広報用媒体や資器材の配置を望む声があったことから、今後、資器材の配置等を検討していく。

また、住宅用火災警報器の維持管理を広報していくことで、都民からの問合せの増加

が予想されることから、都民の要望に適切に対応していくことが必要である。

例1：プロモーションビデオの制作

防火防災訓練やイベント会場等での消防職員からの呼びかけだけでなく、幅広い世代の方が興味を持ってくれる映像

例2：相談窓口の設置

住宅用火災警報器に関する都民からの問合せの増加が予想されることから、一括して対応できる相談窓口の設置

例3：関係機関との連携

関係機関の取組に対する東京消防庁の協力及び住宅用火災警報器に関するイベントの実施等、新たな広報方法での連携

IV-3 共同購入の試行

(1) 取組内容

消防署が町会と家電メーカー等とのマッチングをサポートし、共同購入の推進方法、有効性等を検証した（図18）。

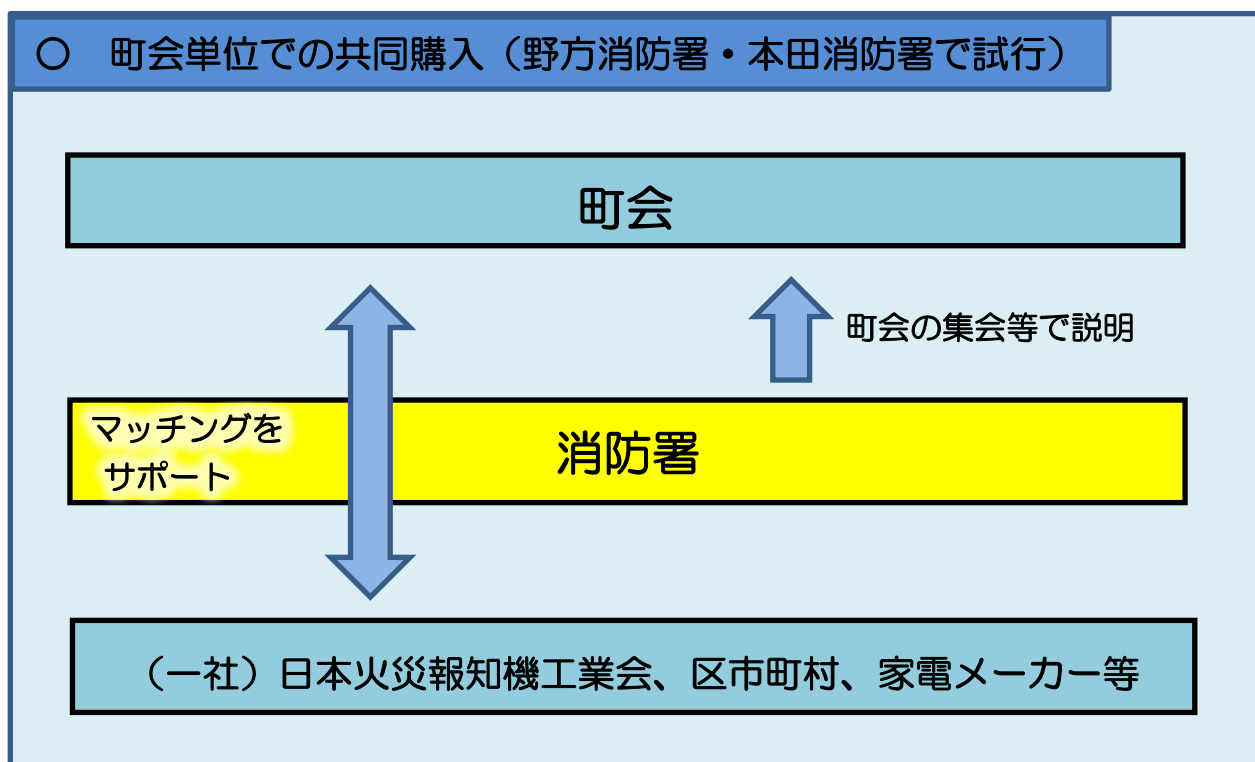


図18 共同購入のイメージ

(2) モデル消防署の事例

ア 事例1：中野区A町会（952世帯）

9月	町会長へ説明	消防職員から町会長に対して、共同購入について個別説明し、町会の役員会時に説明したい旨を依頼して了承を得る。
10月19日	町会役員会で説明	定期的に行われる町会の役員会で、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等を説明
12月20日	打ち合わせ①	町会の役員会において業者が機種・料金等を説明 回覧用チラシの作成を町会から消防署に依頼
12月27日	打ち合わせ②	回覧用チラシの内容を、町会役員と消防署で最終確認
1月15日	募集	回覧開始
2月下旬	取りまとめ	回覧取りまとめ完了
3月上旬	購入・配布	購入希望者へ配布

イ 事例2：中野区B町会（3,550世帯）

8月6日	町会役員会で説明	定期的に行われる町会の役員会で、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等を説明
9月上旬	打ち合わせ①	町会が決定した共同購入担当者、共同購入の進め方について消防署と調整
11月	打ち合わせ②	消防署で作成した回覧用チラシの内容を、町会担当者と確認
令和2年1月	募集	回覧開始
2月下旬	取りまとめ	回覧取りまとめ完了
3月上旬	購入・配布	購入希望者へ配布

《町会のサポート内容》

取付困難な世帯に対し、青年部が取付支援を行う。

ウ 事例3：葛飾区C連合町会（8町会、7,082世帯）

8月1日	町会長会議で説明	C連合町会の町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
9月	町会役員会で話し合い	定期的に開催される各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施
10月2日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシを連合町会長に提示
10月6日	打ち合わせ②	各町会担当者と取扱業者との調整（製品、価格、納品方法等について話し合う）
11月中旬	募集	共同購入チラシを回覧
12月15日	取りまとめ	共同購入募集締め切り
12月20日	購入	取扱業者に発注（7町会328個）
1月10日	納品 配布開始	取扱業者が地区センターに納品 各町会担当者が受領し、各世帯に配布開始
1月末まで	配布完了	各世帯に配布完了

エ 事例4：葛飾区D連合町会（4町会、5,366世帯）

8月28日	町会長会議で説明	D連合町会の町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
9月	町会役員会で話し合い	定期的に開催される各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施
10月3日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシ（案）を連合町会長に提示
11月20日	打ち合わせ②	連合町会長と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの最終確認
1月6日	募集	共同購入のチラシを回覧
1月15日	打ち合わせ③	各町会担当者と取扱業者との調整（納品方法、支払方法等について話し合う）
2月15日	取りまとめ	共同購入募集締め切り
2月下旬	納品	取扱業者が地区センターに納品 各町会担当者が受領し、各世帯に配布開始

オ 事例5：葛飾区E町会（1,577世帯）

9月13日	町会長会議で説明	連合町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
9月下旬	町会役員会で話し合い	定期的に開催される各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施 8つの町会がある連合町会であったが、1町会が共同購入を行うこととなった。
10月22日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシ（案）を、町会長に提示
11月20日	打ち合わせ②	町会長と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの最終確認
3月	募集	共同購入募集を開始

(3) 推奨事項

- ア 義務化当時に共同購入実績がある町会は、より前向きに検討してもらえた。
- イ 町会長会議や町会の役員会で説明することで、疑問点や問題点について、その場で消防職員が回答することができた。
- ウ 購入希望者の募集は、町会回覧の効率がよかった。
- エ 共同購入により、安価な価格を提示できたことで、多くの購入希望があった。

(4) 課題

- ア 多くの町会を有する消防署もあり、職員が分担して説明する際には、説明者が異なっても統一した説明ができるよう、資料・マニュアルが必要である。
- イ 町会員が最も関心を持っているのは価格であることから、事前に価格を把握しておく必要がある。
- ウ 住宅用火災警報器が一度も鳴動したことがないという世帯が多く、関心を示さない参加者もいた。
- エ 集金、配布等、役員の負担が大きい。
- オ 町会未加入者も多く、回覧だけでは伝わらない。
- カ 交換時に既存の住宅用火災警報器の受けパーツ（土台）が使えない場合がある

ので、そのまま使えた方がよい。

キ 共同購入に至らなかった町会の主な理由として、役員の負担、全額個人負担となる、回覧後、各世帯が購入・受取できる仕組みがあればよかった等があげられた。

IV-4 共同購入での購入者、未購入者の意見

(1) アンケート調査概要

共同購入を実施した町会の中で購入者、未購入者に分かれる。それぞれに共同購入に関して購入した理由、しなかった理由等に関するアンケートを実施した（2町会、25世帯）。

表6 アンケート調査概要

期間	令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで
対象者	モデル消防署（野方、本田）において、共同購入を実施した町会員
調査項目概要 (資料3)	1 住宅の種別、築年数等について 2 共同購入をした理由、しなかった理由について 3 点検・10年交換の必要性の認知状況について

(2) アンケート調査結果 (資料4)

ア 共同購入した理由

多くの方が低価格で購入できることを理由に挙げている（図19）。

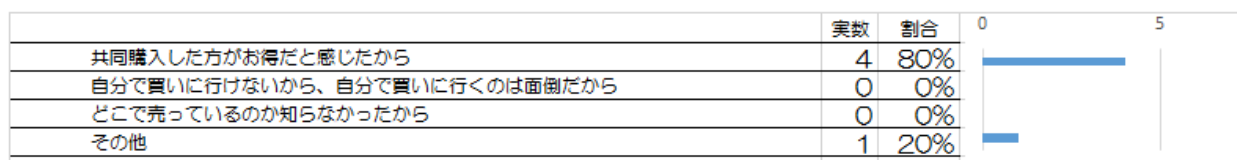


図19 共同購入した理由

イ 共同購入しなかった理由

住宅用火災警報器がまだ使えるから、壊れるまで使うからと回答した人が約4割（設置年数10年以上4、10年以下2、不明4）であった。次いで、自分で購入する予定がある、まだ新しいという理由が多かった（図20）。

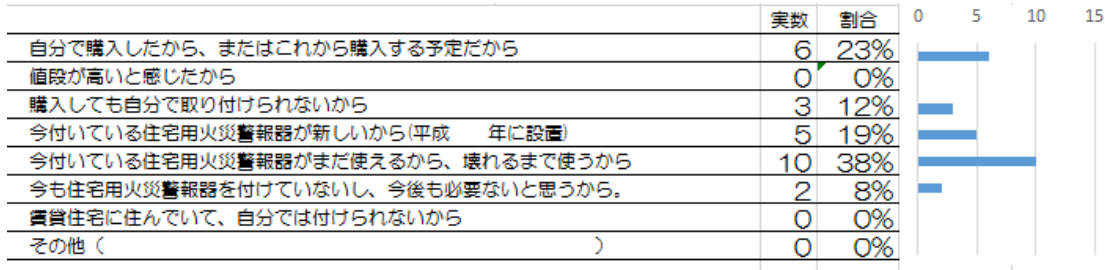


図20 共同購入しなかった理由

ウ 設置から10年での本体交換認知状況

共同購入した人は全て知っていたが、未購入の人は、知らない人が約3割であった（図21）。

	知っている	知らない
共同購入	5	0
共同未購入	15	6

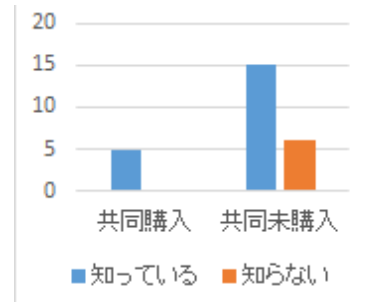


図21 設置から10年での本体交換認知状況（共同購入実施有無別）

エ 住宅用火災警報器の点検実施状況

共同購入した人はほとんどの人が点検を実施していたが、未購入の人（未設置者を除く）は、約半数が未点検であった（図22）。

	点検実施	点検未実施
共同購入	4	1
共同未購入	10	9

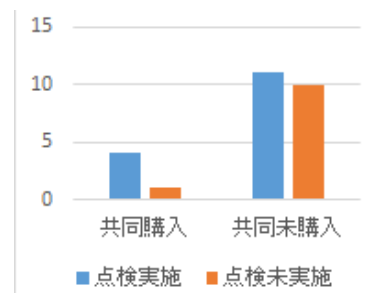


図22 住宅用火災警報器の点検実施状況（共同購入実施有無別）

(3) 課題







共同購入した世帯は、住宅用火災警報器の設置後10年での本体交換について認知しており、機器の点検も実施している。一方で、未購入世帯は、維持管理の認知率が低く、約4割が設置後10年以上経過しても壊れるまで使うという誤った認識を有している。

共同購入を推進していくにあたり、住宅用火災警報器を設置していない世帯、共同購入をしなかった世帯に住宅用火災警報器の必要性を周知する必要がある。

IV-5 試行を踏まえた共同購入の推進

- (1) 共同購入を推進するにあたり、町会に対して説明する消防職員の法令や設置効果に関する統一した認識が必要であることから、職員向けの説明マニュアルが必要である。
- (2) 共同購入の実施に至るまでは、町会内での様々な意思決定のパターンが考えられることから、町会の慣例に応じて負担を軽減していくなど、柔軟な対応が必要である(図23)。
- (3) 高齢者や障害者等、自分で取り付けることが困難な世帯については、共助での取付支援体制や関係機関による取付支援サービス等のサポートが必要である。また、費用負担軽減を望む声が多いことから、東京都や区市町村における助成について、働きかけていく必要がある。
- (4) 共同購入は町会単位だけでなく、町会未加入世帯や企業やサークル等、様々な団体での購入が可能であることから、町会だけに捉われることなく、推進していく必要がある。
- (5) 共同購入に至らなかった町会・世帯に対して、設置や本体交換の必要性を継続して広報していく必要がある。

図 2 3 町会における共同購入の流れ（例）

実施月	内容	詳細
<p>3月 ～ 6月</p>	<p>①各町会長に共同購入の説明（防火防災協会総会、連合町会長会議等に合わせ実施すると効率が良い。）</p>  <p>②町会役員会での説明</p>	<p>◎春の火災予防運動の期間（前後を含む）に合わせ、各町会長に共同購入について説明</p> <p>◎防火防災協会総会、連合町会長会議等に合わせ、共同購入について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り付けが困難な世帯に対する取り付け支援について、事前に町会長と相談  <p>◎町会役員会において、消防職員が住宅用火災警報器の設置効果、交換の必要性、共同購入のメリット等を説明</p> <p>◎希望があれば希望者のみを集めた説明会を実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">町会内で話し合う内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格 ・ 購入内容・方法（メーカーや製品） ・ 取り付け支援体制 ・ 町会内での担当者・役割分担 </div>
<p>4月 ～ 6月</p>	<p>③メーカー・製品選び</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">町会内で検討</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">町会からメーカーへの製品の問い合わせ</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">見積</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">購入する製品の決定</div> <p>④回覧用チラシの確認</p>	<p>◎各町会担当者と取扱業者との話し合い（製品、価格、納品方法等）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">製品選びのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定マークの付いた製品を選択 ・ 分からないことは業者に相談 ・ 複数の業者から見積をとって比較 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  検定マーク </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">購入に向けての相談・交渉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文の時期や時間 ・ 価格 ・ 取付サービスの有無 ・ 契約項目や内容はしっかり確認を！ </div> <p>◎町会と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの確認</p>

<p>5月 ～ 7月</p>	<p>⑤契約内容の決定 ⑥募集</p>	<p>◎回覧板にて募集開始</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>引渡ししやすい地区単位に分けて 注文・個数を取りまとめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに注文を分けてとる。 ・個数の変更等の注文受付期間の明記 ・取り付け希望の確認は注文時に </div>
<p>6月 ～ 8月</p>	<p>⑦取りまとめ ⑧発注</p>	<p>◎回覧取りまとめ完了 ◎納品方法等について最終確認</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>発注の際に確認すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品到着日の確認 ・配送の方法と手数料の確認 ・配送場所の保管スペース </div>
<p>7月 ～ 9月</p>	<p>⑨納品、支払 ⑩配布</p>	<p>◎購入者へ配布</p>

V 提言

「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」

第15期東京都住宅防火対策推進協議会では、設置から10年以上が経過している住宅用火災警報器について、機器本体の故障等により、火災時に必要な効果を発揮できなくなることが危惧されていること等から、協議テーマに沿って各種方策について審議を実施した。本協議会における審議のまとめとして、住宅用火災警報器の設置・交換の促進及び適切な維持管理を推進する方策について、提言を示す。

V-1 本体交換の推奨

住宅用火災警報器の本体交換について、メーカーや関係機関への聞き取り調査では、「設置後10年が経過すると電子部品の劣化や電池切れ等により、火災を感知しなくなるおそれがあることから、本体の交換を推奨する」ことについて、それぞれが共通した認識を持っている。一方で、インターネット調査における設置後10年での本体交換の認知率は45.4%と低く、設置義務化から新築の住宅では16年、既存の住宅では10年が経過していることから、設置当初から交換されておらず、火災発生時に効果を発揮しない住宅用火災警報器が多く存在することが予想される。

今後、住宅火災による被害を軽減していくためには、住宅用火災警報器の設置後10年での交換を促進していく必要があり、関係機関が連携し、地域が一体となって各種施策を推進することが望まれる。

V-2 未設置住戸の解消

平成26年から平成30年までの過去5年間において、住宅用火災警報器等の設置率は平均して85.4%である。一方で、火災が発生した住宅では約3割が住宅用火災警報器等を設置しておらず、さらに火災による死者が発生した住宅では半数が設置していない状況であった。このことから、住宅火災による被害軽減のためには、設置後10年での本体交換と併せて未設置住戸に対する設置についても促進していく必要がある。

また、過去5年間の住宅火災による死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者である状況を鑑みると、高齢者世帯が居住する住宅用火災警報器の未設置住戸を解消し、高齢者世帯の住居がより一層安全化されることが望まれる。

高齢者やその関係者に対し、総合的な防火防災診断、今年度から試行が予定されている消防巡回安心サービス等の東京消防庁が実施する高齢者施策のほか、関係機関による各種福祉サービス等の実施時を捉えて、福祉関係機関等との連携により、各種施策を推進する必要がある。

V-3 広報方法

第15期東京都住宅防火対策推進協議会では、各署の実情に合わせ、様々な広報媒体を活用し、広報を行った。

住宅火災の被害軽減のためには、住宅用火災警報器の奏功事例を示しながら、維持管理に関する正しい情報を都民へ周知し、設置後10年での本体交換の認知率を向上させるとともに、未設置住戸を解消していく必要がある。各消防署において、防火防災イベントや訓練等、様々な機会に応じた広報活動を継続して実施するとともに、プロモーションビデオ、ポスター、のぼり旗、横断幕の制作等、広報を推進する新たな媒体を整備し、SNSや動画サイト等を活用して、住宅用火災警報器の設置及び本体交換等を広く周知させていくことが望まれる。広報をより効果的に推進するためには、行政機関や関係団体・業界等と連携していく必要がある。広報に際しては、広く一般に周知することと併せて、高齢者世帯等の危険が高いと思われる対象に周知するなど、対象を絞った広報についても実施すべきである。

また、設置や交換の促進に際しては、付加機能を有する住宅用火災警報器の存在について、周知をする必要がある。火災発生時に1つの住宅用火災警報器が鳴動すると、連動して他の住宅用火災警報器も鳴動し、出火室ではない居室等においても火災の発生に気付くことができる連動型住宅用火災警報器や、インターホンと連動して、屋外にも火災の発生を伝えることができる屋外警報装置等、より効果的な機能のある機器の普及のため、その特徴や性能等について、広く都民に周知されることが望まれる。

V-4 共同購入

第15期東京都住宅防火対策推進協議会では、モデル署において町会単位での共同購入を試行した。一斉に購入することで、比較的安価での購入が可能であり、次回の交換時期が明確になるとともに、地域一帯の防火体制の強化にも繋がることから、今後は、全消防署での実施が望まれる。共同購入を行う町会役員の事務負担軽減、共同購入に至らなかった町会・世帯に対する継続した働きかけ等に配慮して推進する必要がある。

また、町会を対象とした共同購入では、町会未加入世帯に周知することができないため、町会単位のみならず、地域のスポーツ・文化サークル、学校、会社等、様々な団体を対象として実施を考慮し、各消防署の地域特性に応じ、柔軟に推進していく必要がある。本報告書における各取組（試行）の内容については、今後の推進方策を決定する上での資料として示し、活用を図ることが望まれる。

V-5 関係機関への働きかけ

第15期東京都住宅防火対策推進協議会における町会長等へのヒアリング調査において、取付け支援サービスや補助金、共同購入における住宅用火災警報器の低価格化を望む声が多かった。また、障害者向けの住宅用火災警報器等について、光や振動で知らせる機器もあることから、障害を持っている人への普及が望まれている。

このことから、区市町村等の行政機関に対し、助成等の働きかけを行うとともに、より一層関係機関との連携強化を図り、住宅用火災警報器の設置促進、設置後10年での本体交換を推進することが必要である。

また、ヒアリング調査においては、スマートフォンとの連動や非常用照明等の付加機能に関する要望が多かったこと、本協議会における審議において、10年交換を一目で認識できるように機器本体やパッケージ等に明示することや、本体交換を容易にするために住宅用火災警報器の受台（ベース）の統一化について意見があったこと等から、住宅用火災警報器の普及や設置後10年での交換を促進するために、関係業界等への情報提供等、働きかけていくことが望まれる。

V-6 職員の能力向上を図る試み

住宅用火災警報器の設置義務化から約16年が経過していることから、当初の経緯や法令基準、住宅用火災警報器の設置効果、住宅用火災警報器の普及促進に係る知識等について、消防職員間で差異が生じないように、統一した認識を持つことが重要である。

このことから、住宅用火災警報器の職員向けマニュアルを作成し、職員の理解を深めるとともに、全職員が統一した認識を持って、定期的な点検や設置後10年での本体交換の広報、地域における共同購入の推進に取り組めるようにすることが望まれる。

V-7 住宅防火対策の将来構想

I o Tやスマートフォンの普及により、住宅防火設備や生活を取り巻く環境も日々変化していることから、火災の早期発見、早期通報に繋がる機器の開発や定期的な機器の点検ができるような仕組み等について各関係業界と連携していくことが必要である。

住宅火災による危険を感じることなく、安全・安心を当たり前のこととして享受できる社会を実現するため、今後、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策について、様々な関係機関と連携し、推進していくことが望まれる。

最後に住宅防火対策の将来構想について示し、提言の締めくくりとする **(別表)**。

住宅防火対策の将来構想について



だれもが住宅火災による危険を感じることなく、安全・安心を当たり前のこととして享受できる社会を実現するため、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策の将来構想案を提言する。

住宅用火災警報器のあり方

住宅用火災警報器の多様化に柔軟に対応できる仕組みづくり

IoT や AI 等との連携を推進するため、住宅用火災警報器の多様化に柔軟に対応できる仕組みづくり

IoT による様々な機器・機能との接続

インターネットと住宅用火災警報器の接続による防犯カメラやスマートメーター等の機器、スマート住宅、防犯や高齢者・子どもの見守り等の機能との接続

AI 搭載による性能の改善

AI を搭載した住宅用火災警報器のディープラーニングによる火災・非火災の判定精度の向上や、高所に設置することを要しない機器(センサー等による火災感知の実現)、緊急地震速報や津波警報等の総合的な防災情報の発信等、機器の高性能化



廉価・長寿命な機器の開発

IoT や AI 等の高機能を必要としないユーザーに対する廉価・長寿命な機器の普及

住宅用火災警報器の維持管理のあり方

所有者登録と点検・交換通知制度の導入

購入時の「所有者(ユーザー)登録」と、設置から10年経過時の「点検・交換通知」制度の導入による本体交換の促進

多様な主体と連携した定期的な点検の実施

- ・住宅の契約時や入居時・引き渡し時に、居住者に対して、住宅用火災警報器の取扱・点検・交換についての説明を実施できる仕組みづくり
- ・住宅メーカーが実施する住宅の定期点検や、ガス会社が実施するガス漏れ警報器の点検・交換時等、定期的に住宅を訪問・点検する事業者等と連携した住宅用火災警報器の定期的な点検の推進

IoT による機器の状態把握(ユーザー、事業者)

インターネットと住宅用火災警報器の接続により、ユーザーやメーカーが常に住宅用火災警報器の状態を把握できる仕組みの構築

「住宅部品点検の日」(10月10日)における点検の推進

「住宅部品点検の日」(10月10日)における住宅用火災警報器の点検の推進

安全に生活できる住宅の評価のあり方

住宅防火対策の評価の仕組みづくり

先進的な防火対策を実施している住宅や、住宅用火災警報器の適切な維持管理を実施している住宅に対して、公的に評価できる仕組みづくり

住宅用火災警報器に関するヒアリング調査について

町会・自治会名 : 区市町村 町会・自治会(世帯数:)
 町会長・自治会長 年齢 : 20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代・90代
 家 : 賃貸・持ち家

《個人の意見としてお答えください》

問1 住宅用火災警報器をどのような経緯で購入又は設置しましたか。

- 1 引っ越し・建て替え等したとき、既に付いていた
- 2 自分で購入し、自分で設置した
- 3 自分で購入したが、消防団、近隣の人又は業者等、誰かにつけてもらった
- 4 町会等で共同購入し、自分で設置した。
- 5 町会等で共同購入し、消防団、近隣の人又は業者等、誰かにつけてもらった

問2 住宅用火災警報器は、設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。

- 1 知っている → 問3-1へ
- 2 知らない → 問3-2へ

問3-1 どこで知りましたか(複数回答可)。また、下記の媒体を見たこと(参加したこと)がありますか。

- 1 東京消防庁ホームページ (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 2 東京消防庁 Twitter、Facebook ページ (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 3 町会の回覧板 (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 4 消防署からのチラシ等によるお知らせ (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 5 街角等のポスター (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 6 イベント会場 (よく見かける・見たことがある・見たことがない)
- 7 新聞記事 (よく見かける・見たことがある・見たことがない)
- 8 テレビなどのニュースや番組 (よく見かける・見たことがある・見たことがない)
- 9 消防職員の話(防火防災訓練等) (よく参加する・参加したことがある・参加したことがない)
- 10 住警器メーカー(チラシ・電気量販店等で知った)
- 11 その他(具体的に)

問3-2 どのような形であれば知ることができるとおもいますか(複数回答可)。また、下記の媒体を見たこと(参加したこと)がありますか。

- 1 東京消防庁ホームページ (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 2 東京消防庁 Twitter、Facebook ページ (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 3 町会の回覧板 (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 4 消防署からのチラシ等によるお知らせ (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 5 街角等のポスター (よく見ている・見たことがある・見たことがない)
- 6 イベント会場 (よく見かける・見たことがある・見たことがない)
- 7 新聞記事 (よく見かける・見たことがある・見たことがない)
- 8 テレビなどのニュースや番組 (よく見かける・見たことがある・見たことがない)
- 9 消防職員の話(防火防災訓練等) (よく参加する・参加したことがある・参加したことがない)
- 10 住警器メーカー(チラシ・電気量販店等で知った)
- 11 その他(具体的に)

問4 本体交換をしようと思いますか。

- 1 思う（交換済み） → 問5-1へ
- 2 思う（交換していない） 問6へ
- 3 思わない → 問5-2へ
- 4 分からない → 問6へ

複数回答可能

問5-1 交換に至った理由は何ですか。

- 1 問3-1で知ったから（選択肢何番で知りましたか：選択肢番）
- 2 家族が交換してくれたから
- 3 その他（ ）

問5-2 なぜ、本体交換をしようと思わないのですか。（複数選択可）

- 1 購入するのが面倒だから
- 2 機器の値段が高いから
- 3 取付けが面倒であるから
- 4 自分で取付けが困難であるから
- 5 正常に作動しているから
- 6 住警器を設置してあることを知らないから
- 7 交換時期を知らないから
- 8 住宅用火災警報器が必要だと思わないから
- 9 本体交換が必要だと知らなかったから
- 10 電池交換すれば使用可能であるから
- 11 鳴ったことがないから
- 12 住宅用火災警報器を設置して間もないから
- 13 その他（ ）

問6 住宅用火災警報器にどのような付加価値や新規機能があればよいと思いますか。（複数回答可）

- 1 火災保険が安くなる
- 2 住宅購入費・家賃等に、10年毎の更新費用が含まれている
- 3 壁掛け時計等、他の機器との一体型
- 4 非常用照明
- 5 において知らせる
- 6 スマホ等と連動
- 7 防災行政無線
- 8 緊急地震速報
- 9 J-ALART
- 10 一酸化炭素検出
- 11 他の住警器と連動
- 12 特にない
- 13 その他（具体的に ）

《町会・自治会の意見としてお答えください》

問7 どのような条件があれば本体交換をより多くの方がすると思いますか（複数選択可）

- 1 共同購入すれば市場価格より安く購入できる
- 2 補助金が出る
- 3 取付けサービスがある
- 4 交換時期がわかる（例 交換時期が点滅等で分かる）
- 5 相談先がある（消防署やメーカー等）
- 6 その他（具体的に _____ ）

問8 どのような機関にどのような協力をお願いしたいと思いますか。（複数回答可）

- 1 住宅用火災警報器メーカー（協力内容： _____ ）
- 2 地域の電気店や家電量販店（協力内容： _____ ）
- 3 行政機関（区市町村等）（協力内容： _____ ）
- 4 消防職員や消防団員（協力内容： _____ ）
- 5 その他（協力先： _____ ）（協力内容： _____ ）

※協力内容例）補助金、取付けサービス、交換時期のお知らせ、相談等

問9 住宅用火災警報器の義務化当時、町会で住宅用火災警報器の共同購入（まとめて購入することで安くなる。また、いつ取付けたのかが分かる）を実施した地域がありました。今回、共同購入で本体交換をしようと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 分からない

問10 問9で2と回答した方にお聞きします。なぜ、共同購入をしようと思わないのか理由をお聞かせください。（複数回答可）

- 1 共同購入方法が分からない
- 2 町会役員の負担が大きい
- 3 町会の繋がりが薄い
- 4 各家庭で実施するもの
- 5 防災の意識が低下している
- 6 その他（ _____ ）

問11 その他、住宅用火災警報器の本体交換について問題点や課題をお聞かせください。

住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果について

○調査期間：令和元年9月6日（金）から令和元年9月27日（金）まで

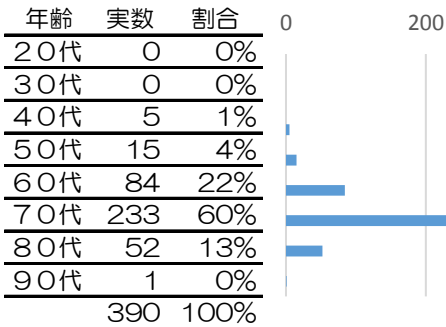
○79消防署395サンプル

○町会長宅を訪問し、問1から問6までを個人の意見、問7から問10までを町会の立場で意見を述べていただいた。

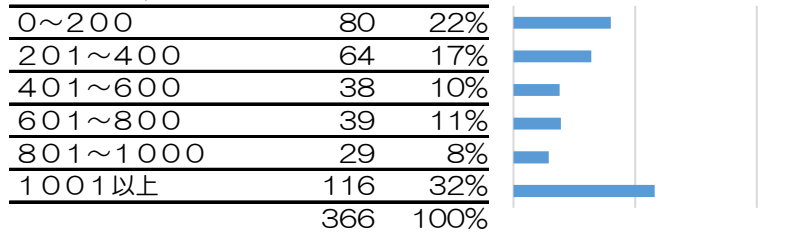
※参考資料（インターネット調査から2問）

- ・調査期間：令和元年9月17日から令和元年9月26日まで
- ・500サンプル
- ・サンプルは東京都内（稲城市及び島しょ部を除く）区市町村とし、各地域の回答者が概ね同数となるように設定。さらに各地域の男女比・年齢層比が可能な限り同数となるよう配慮したもの。

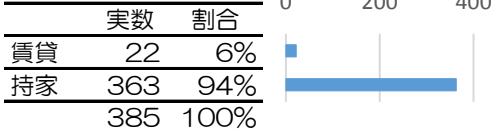
問 回答者（町会長）の年齢



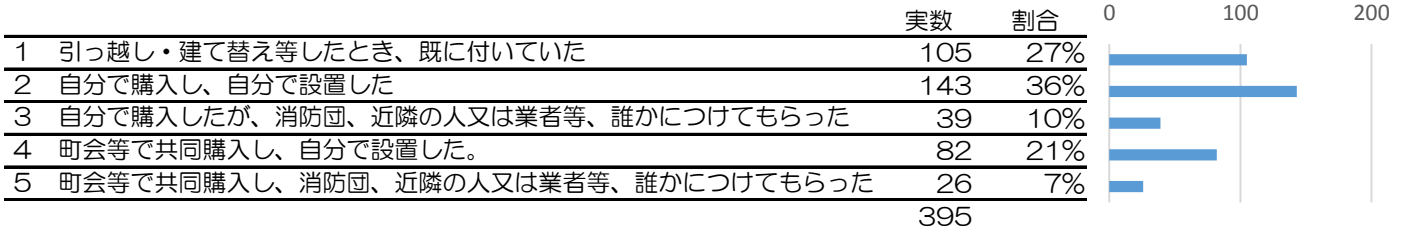
問 回答者の属する町会の世帯数



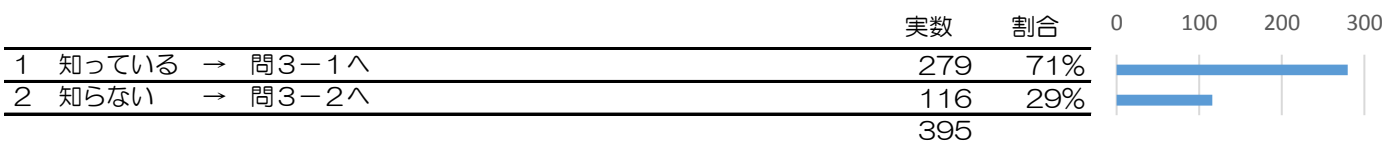
問 回答者の住宅形態



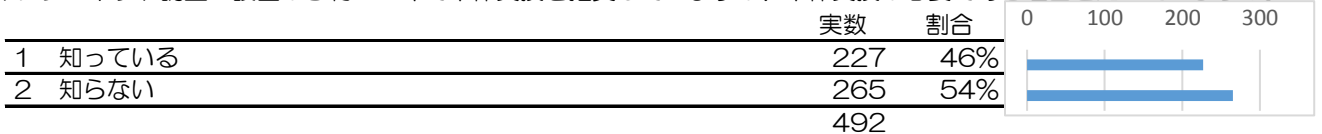
問1 住宅用火災警報器をどのような経緯で購入又は設置しましたか。



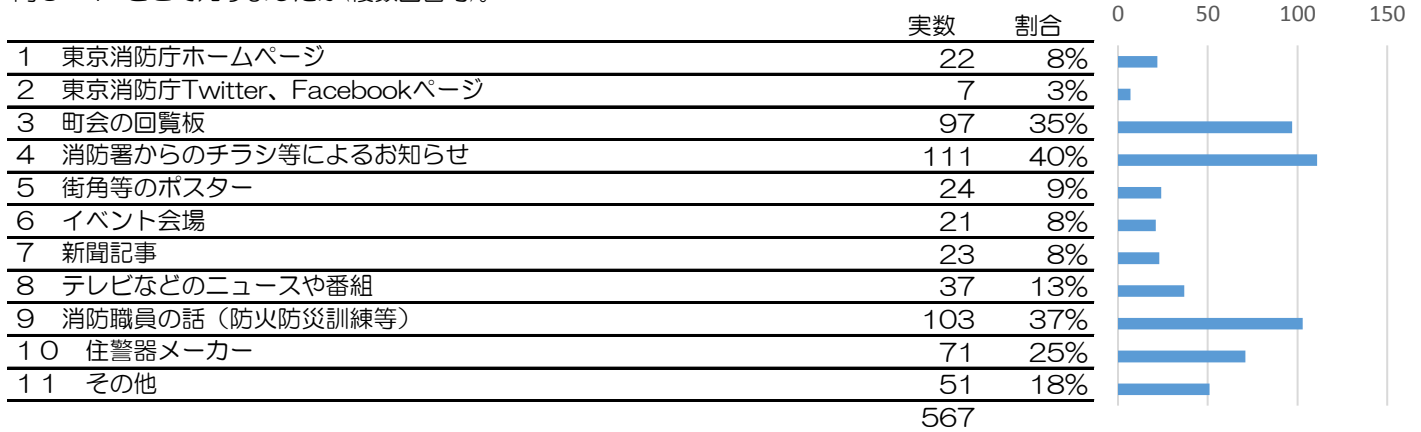
問2 住宅用火災警報器は、設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。



[参考]インターネット調査：設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。

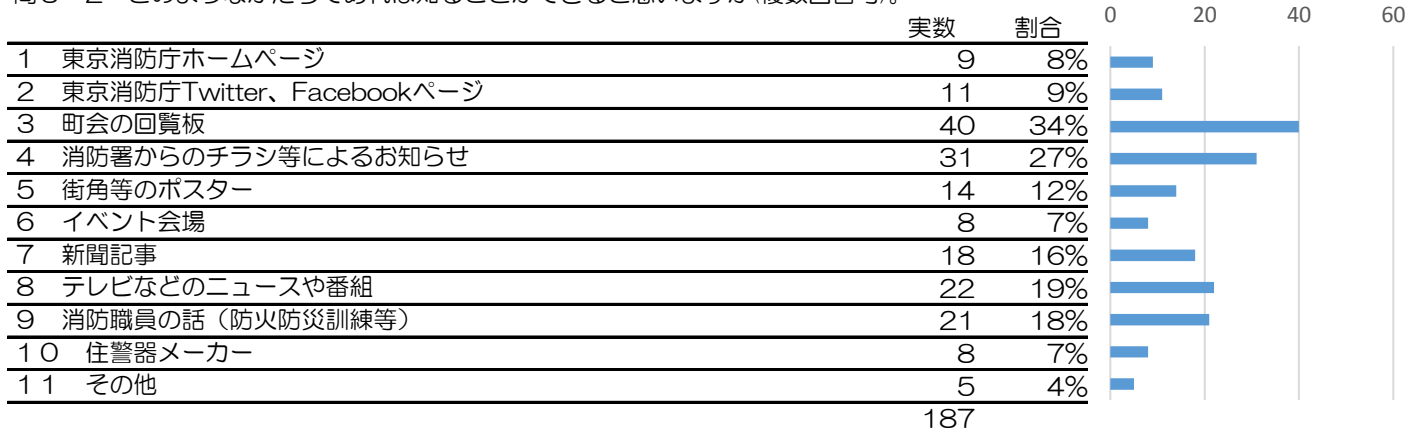


問3-1 どこで知りましたか(複数回答可)。



その他：知人から聞いた 区のチラシを見た 等

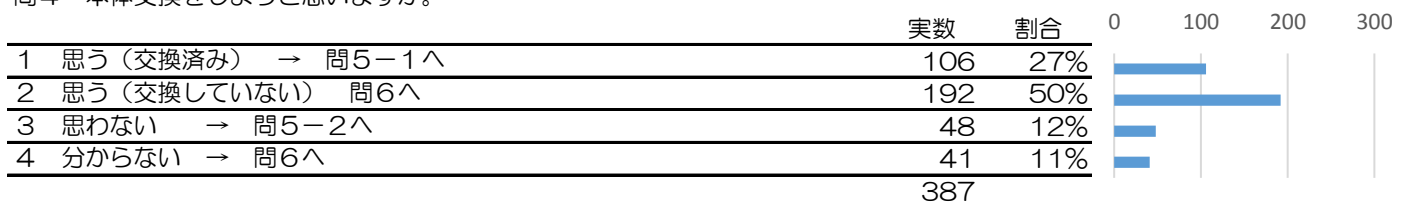
問3-2 どのようなかたちであれば知ることができるとおもいますか(複数回答可)。



[参考]インターネット調査：消防や防災、救急に関する情報を入手しやすいと思う媒体は何ですか(複数選択可)。



問4 本体交換をしようと思いますか。



問5-1 交換に至った理由は何ですか。

	実数	割合
1 問3-1で知ったから（選択肢何番で知りましたか：選択肢 番）	61	58%
2 家族が交換してくれたから	17	16%
3 その他	28	26%
	106	

その他：電池切れの警報音 4件 ホームメンテナンス 等

選択肢1の内訳（何番で知ったか）：東京消防庁ホームページ 60件 町会の回覧板 30件東京消防庁SNS 7件 等

問5-2 なぜ、本体交換をしようと思わないのですか。（複数選択可）

	実数	割合
1 購入するのが面倒だから	5	10%
2 機器の値段が高いから	5	10%
3 取付けが面倒であるから	4	8%
4 自分で取付けが困難であるから	8	17%
5 正常に作動しているから	24	50%
6 住警器を設置してあることを知らないから	0	0%
7 交換時期を知らないから	14	29%
8 住宅用火災警報器が必要だと思わないから	1	2%
9 本体交換が必要だと知らなかったから	6	13%
10 電池交換すれば使用可能であるから	20	42%
11 鳴ったことがないから	9	19%
12 住宅用火災警報器を設置して間もないから	8	17%
13 その他	4	8%
	108	

その他：新しいから 等

問6 住宅用火災警報器にどのような付加価値や新規機能があればよいと思いますか。（複数回答可）

	実数	割合
1 火災保険が安くなる	164	42%
2 住宅購入費・家賃等に、10年毎の更新費用が含まれている	50	13%
3 壁掛け時計等、他の機器との一体型	28	7%
4 非常用照明	98	25%
5 において知らせる	37	9%
6 スマホ等と連動	87	22%
7 防災行政無線	41	10%
8 緊急地震速報	51	13%
9 J-ALERT	13	3%
10 一酸化炭素検出	40	10%
11 他の住警器と連動	69	17%
12 特にない	55	14%
13 その他	30	8%
	763	

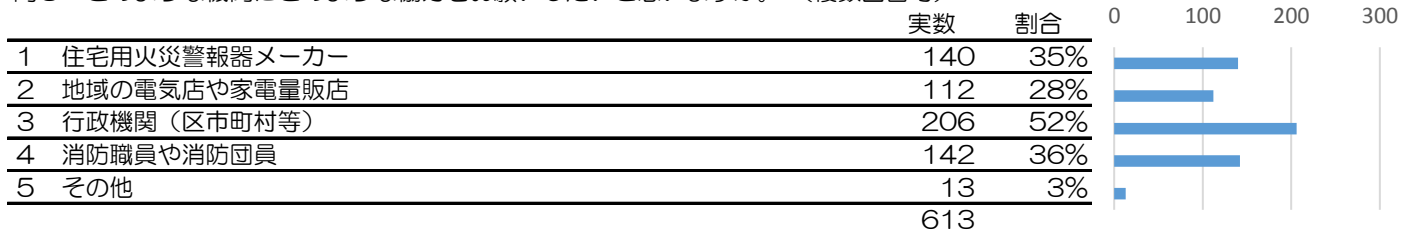
その他：光る 5件 取付けが簡単なもの 2件 防犯に役立つもの 等

問7 どのような条件があれば本体交換をより多くの人がすると思いますか（複数選択可）

	実数	割合
1 共同購入すれば市場価格より安く購入できる	210	53%
2 補助金が出る	266	67%
3 取付けサービスがある	222	56%
4 交換時期がわかる	158	40%
5 相談先がある(消防署やメーカー等)	73	18%
6 その他	22	6%
	951	

その他：住警器の説明があれば 4件 区の斡旋 2件 等

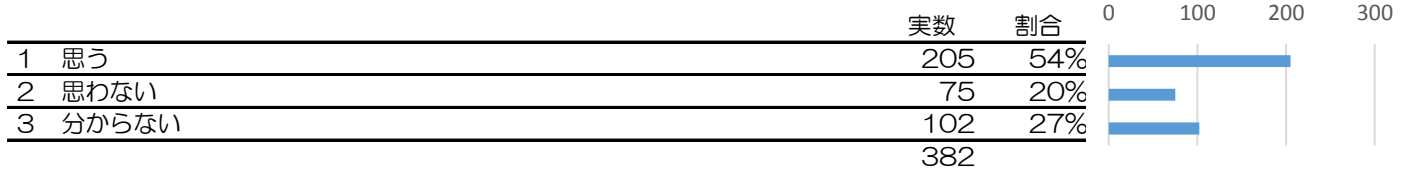
問8 どのような機関にどのような協力をお願いしたいと思いますか。(複数回答可)



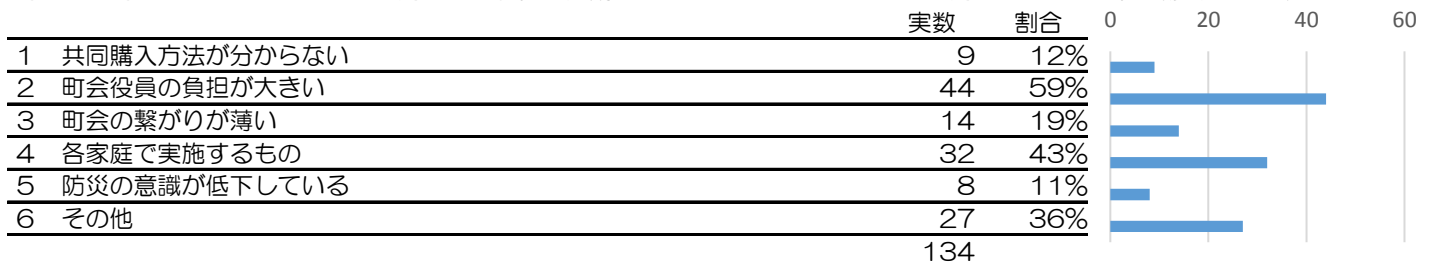
協力内容

住警器メーカー(取付支援・サービス 38件 お知らせ 25件 低価格販売 23件 等)
 地域の家電量販店(取付支援・サービス 59件 低価格 11件 お知らせ 8件 等)
 行政機関(補助金 112件 取付支援 31件 広報 11件 等)
 消防職員(取付支援 36件 お知らせ 12件 等)

問9 住宅用火災警報器の義務化当時、町会で住宅用火災警報器の共同購入(まとめて購入することで安くなる。また、いつ取付けたのかが分かる)を実施した地域がありました。今回、共同購入で本体交換をしようと思いますか。



問10 問9で2と回答した方にお聞きします。共同購入をしようと思わない理由をお聞かせください。(複数回答可)



その他: 意見をまとめるのが困難 4件 高齢者が多く段取りが困難 最初の購入時期が異なる 等

聴覚障害者、ヒアリング調査結果

公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟の協力のもと、聴覚に障害がある方、8名にヒアリング調査を実施した。

- 付加価値や新機能について
 - 就寝時にも分かるようなバイブレーション機能
 - フラッシュ機能
 - 室内信号装置との連携
 - スマホと連携 等
- 推奨事項
 - 区の助成により、業者が設置してくれた
 - 都営住宅なので無料で設置してくれた
- 今後、住警器に望むこと
 - 共同購入時にメールやFAXでのスムーズな対応ができるように。
 - マンション等の購入時に音を光に変更できるような選択がほしい。
 - 小さな光では気づきにくい。
 - 聴覚障害者には、風呂場やトイレにも光で分かる装置が必要。室内信号装置の連携と助成をお願いしたい。

共同購入実施町会へのアンケート調査について

Q1 今回、町会からの斡旋で、住宅用火災警報器を購入しましたか？

- ・はい
- ・いいえ

<Q1で「はい」の方>

Q1-2 購入したきっかけは何ですか？(当てはまるもの全てに○をお付けください。)

- ・共同購入した方がお得だと感じたから
- ・自分で買いに行けないから、自分で買いに行くのは面倒だから
- ・どこで売っているのか知らなかったから
- ・その他()

<Q1で「いいえ」の方>

Q1-3 購入しなかった理由は何ですか？(当てはまるもの全てに○をお付けください。)

- ・自分で購入したから、またはこれから購入する予定だから
- ・値段が高いと感じたから
- ・購入しても自分で取り付けられないから
- ・今付いている住宅用火災警報器が新しいから(平成 年に設置)

※設置した時期を記入してください。

- ・今付いている住宅用火災警報器がまだ使えるから、壊れるまで使うから
- ・今も住宅用火災警報器を付けていないし、今後也不需要ないと思うから。
- ・賃貸住宅に住んでいて、自分では付けられないから
- ・その他()

Q2 住宅用火災警報器が設置から10年での交換が推奨されていることを知っていましたか？

- ・知っていた
- ・知らなかった

Q3 ご自宅の住宅用火災警報器の点検をしたことがありますか。

- ・したことがある
- ・したことがない

<ご自宅についてお教えてください>

Q4 ご自宅の種類

- ・戸建て(所有)
- ・共同住宅(所有)
- ・戸建て(賃貸・社宅等)
- ・共同住宅(賃貸・社宅等)
- ・その他()

Q5 ご自宅の築年数

- ・築()年
- ・不明

Q6 住宅用火災警報器を付けた時期(今回、町会からの斡旋で交換した方は、交換する前の住宅用火災警報器を付けた時期)を教えてください。

<平成____年頃>

Q7 家族構成についてお教えてください。

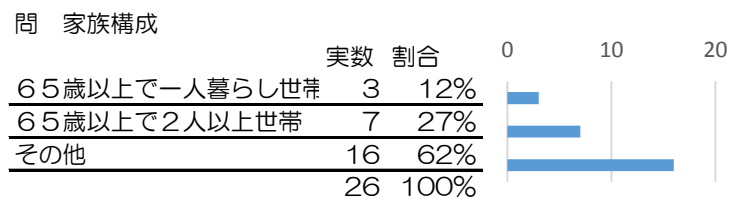
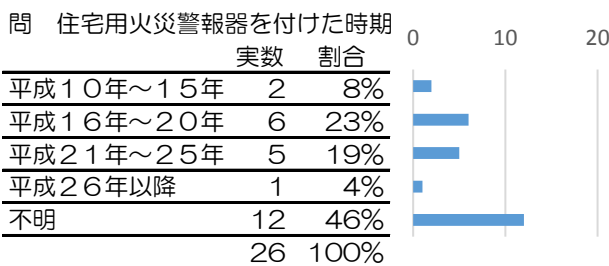
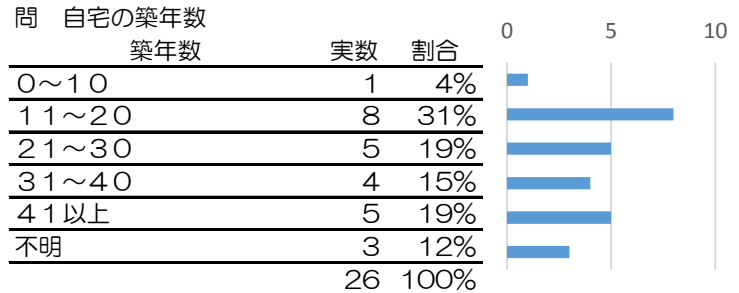
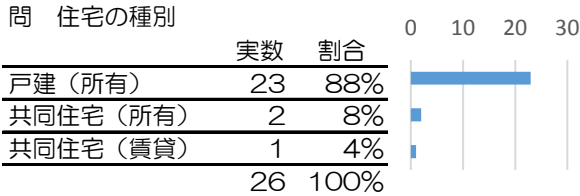
- ・65歳以上の方の一人暮らしの世帯
- ・65歳以上の方のみで2人以上の世帯(夫妻・兄弟姉妹等)
- ・その他

共同購入を実施した町会へのアンケート結果について

○調査期間：令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで

○2消防署26サンプル

○共同購入を実施した町会員に購入した理由、しなかった理由等のアンケート調査を実施した。

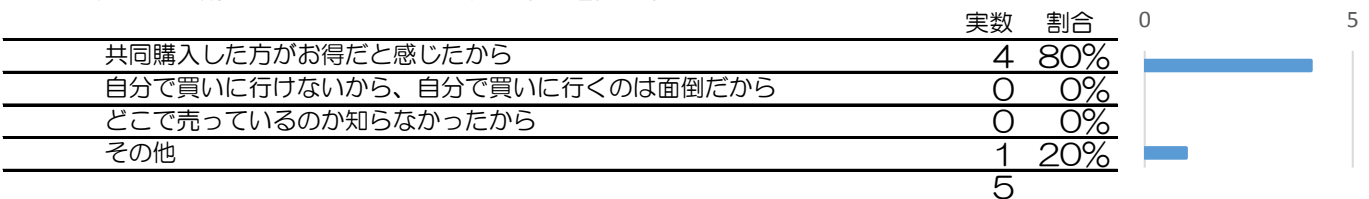


問1 今回、町会からの斡旋で、住宅用火災警報器を購入しましたか。



<問1で「はい」の方>

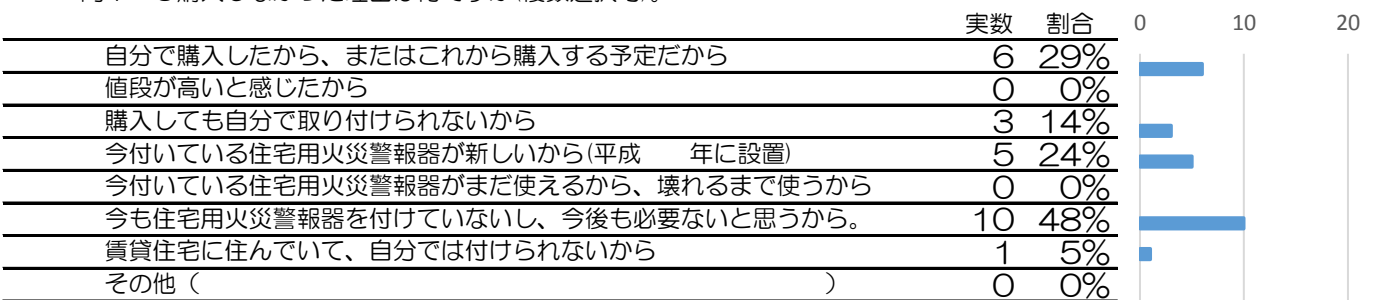
問1-2 購入したきっかけは何ですか(複数選択可)。



その他（追加で設置が必要だった）

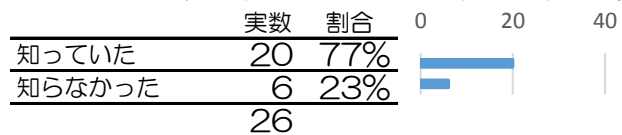
<問1で「いいえ」の方>

問1-3 購入しなかった理由は何ですか(複数選択可)。



25

問2 住宅用火災警報器が設置から10年での交換が推奨されていることを知っていましたか。



問3 ご自宅の住宅用火災警報器の点検をしたことがありますか。



東京都住宅防火対策推進協議会事務局
東京消防庁防災部防災安全課
生活安全係住宅防火対策担当
TEL (03)3212-2111 (内線 4195)
E-mail : bouanka1@tfd.metro.tokyo.jp

令和2年10月

第 15 期 東京都住宅防火対策推進協議会 議 事 録

令和 2 年 9 月 23 日 (水曜日)

午後 2 時開会 午後 3 時 55 分閉会

スクワール麹町 4 階会議室

第 15 期 東京都住宅防火対策推進協議会

令和 2 年 9 月 23 日（水）

午後 2 時開会 午後 3 時 55 分閉会

○事務局（竹内） それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本協議会は、第 15 期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱第 4 条に定められた通り、原則、公開とさせていただきます。

会議結果につきましても、当庁ホームページで公開する予定ですので予めご了承ください。会議の進行に際し、新型コロナウイルスの感染予防の観点からマスクを着用し、マイクについては使用の都度、事務局で消毒をさせていただきます。

初めに、お配りしている資料の確認をさせていただきます。上から議員名簿、席次表、報告書の案、第 3 回協議会の議事録となっております。不足等はございませんでしょうか。

ないようですので、始めさせていただきます。

ただいまから、第 15 期東京都住宅防火対策推進協議会第 4 回を開催いたします。開催に際し、関澤会長からご挨拶をいただきたいと思います。関澤会長、よろしくお願いいたします。

○関澤会長 皆さん、こんにちは。本来は 4 月にこの第 4 回目を行う予定であったようですが、新型コロナウイルス感染が我が国、また世界中を席卷しておりまして、その影響もありまして今日になりました。今回が、この第 15 期東京都住宅防火対策推進協議会の最終回ということになります。半年もずれ込んだところから、皆さんも議論の記憶が少し薄くなっているところもあると思いますので、本日は事務局に報告書の案につきまして説明をいただきまして、15 期の提言を最後にまとめていくということが今日の主題になります。そういう意味では最後の機会となりますので、報告を受けた後で忌憚なく皆さんのご意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） ありがとうございます。続きまして、委員の変更がございますので、順不同でご紹介させていただきます。鈴木委員に代わりまして、東京都町会連合会会長、吉成委員。

○吉成委員 吉成です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） 佐藤委員に代わりまして、豊島区保健福祉部高齢者福祉課長、猪飼委員。本日は所要により欠席と連絡をいただいております。野村委員に代わりまして、あきる野市健康福祉部障がい者支援課長、山根委員。本日は所用により欠席と連絡をいただいております。東京消防庁萩森委員に代わりまして、本田消防署長、大木島委員。

○大木島委員 大木島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） 青木委員に代わりまして、防災部長、森住委員。

○森住委員 森住です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） 福永委員に代わりまして、参事兼防災部防災安全課長、田中委員。

○田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） 続きまして、オブザーバーの変更をご紹介します。八木様に代わり

まして、東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長、佐藤様、所要により少し遅れる旨を連絡いただいております。下川様に代わりまして、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長、瀬川様。本日は飛座課長代理に代理で出席いただいております。

○瀬川オブザーバー（代理人） 飛座と申します。よろしく申し上げます。

○事務局（竹内） 事務局にも変更がございますので紹介させていただきます。小倉に代わりまして、防災部防災安全課生活安全係長の阪本です。

○事務局（阪本） 阪本です。よろしくお願いたします。

○事務局（竹内） 本日、欠席の連絡をいただいた委員についてお知らせします。伊藤委員、川井委員におかれましては所要により欠席と連絡をいただいております。

それでは、会議の次第に基づいて会議の進行をさせていただきます。進行につきましては、関澤会長、よろしくお願いたします。

○関澤会長 それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

最初に、第15期東京都住宅防火対策推進協議会報告書案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（竹内） 報告書の案をごらんください。今回の協議会では報告書についてご説明後、ご意見をいただき、再度修正をして、最終的に当庁のホームページ等で公開し、当庁の施策に反映していきます。報告書の前半部分は第1回から第3回をまとめたものですので、駆け足で説明させていただきます。本報告書は、事前に皆様にお渡ししたのから少し修正を加えています。修正のところは説明しながらお知らせいたします。

それでは1ページ目をごらんください。第1章と書かれているところがございます。序章では、テーマ設定の背景と目的、検討体制を記載しております。住警器が設置義務化となり10年以上が経過し、設置率は9割近くになるにも関わらず、住宅火災で亡くなる世帯の約半数が未設置であること。設置から10年以上経過した住警器は、機器の故障等で火災を感知しなくなる可能性があること。このようなことを踏まえ、協議テーマ「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」検討することとしました。

検討体制としては、2ページ、3ページとなります。こちらは記載の通りですので省略させていただきます。

4ページ、現状と課題、検討の方向性をごらんください。住宅火災の現状、住警器の設置状況、奏功等について第1回協議会で報告したものです。図1は、平成元年からの火災発生件数、焼損床面積の推移を表したものです。さまざまな要因がありますが、平成16年の新築義務化、平成22年の既存住宅の義務化以降、住宅火災が減少傾向にあります。図2は、住宅火災による死者数と高齢者の割合です。住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者です。

続いて、図3と4になります。住警器の設置状況による住宅火災の割合です。過去5年間の火災件数の約3割が住警器を設置しておらず、そのうち死者が発生した住宅火災では約半数が設置していなかったことを表しております。

続いて、図5になります。住警器の設置率と点検状況です。設置率は9割を維持していますが、約4割が点検なし。このままでは機能しない住警器の増加が懸念されます。

続いて6ページ、図6と7になります。住警器の奏功について表しています。図6が火災1件あたりの平均焼損床面積、図7が火災1件あたりの平均損害額です。共に住警器の設置により被害が軽減されていることがわかります。その下の奏功事例は省略いたします。

7ページ下の(4)をごらんください。住警器の設置後10年の交換を推奨した理由をまとめたものです。8ページに各メーカーや関係機関等の聞き取り調査を表にまとめました。こちらは第1回に審議をしまして、設置後10年を経過した住警器は、電子部品の劣化や電池切れで火災を感知しなくなる恐れがあることから、設置から10年を目安に本体交換の推奨をしていくことにしっかり舵を取っていくことを第1回協議会で決めました。

9ページをごらんください。表2で世論調査やインターネット調査により住警器の作動確認や10年交換推奨の認知率の低さがここでわかりました。そこで、Ⅱ—3、課題として、定期的な点検の必要性や設置後10年での本体交換の促進の必要性についてあげました。

おめくりいただき10ページで、協議会での今後の検討内容といたしまして、効果的な広報方法、義務化当時にやっていた共同購入の検証、付加機能のある住警器の検討をあげ、町会に対するヒアリング調査、モデル消防署での共同購入の試行を行うこととしました。

11ページのⅢでは、住警器に関する町会長のヒアリング調査をまとめました。調査項目として報告書とは別に後ろのほうの33ページでヒアリング調査内容、36ページで調査結果を添付しています。本報告書では概要のみを載せています。概要のほうで説明しますので、11ページをごらんください。

図の8番、設置した経緯です。自分で購入して設置した人が多く、次いで、引っ越し先や建て替え時に既に設置されていた、町会等で共同購入したケースが多くあげられました。

おめくりいただき、12ページ。設置後10年での本体交換の認知率です。町会長にヒアリングをしたのですが、防災に携わる機会の多い町会長でも、設置後10年での本体交換の必要性について約3割の人が知らないという状況でした。図10は、設置後10年での本体交換を知った経緯です。町会の回覧板や消防署からのチラシ、お知らせや防災訓練等、消防を通じて知る機会が多くあがりました。

図の11、12は、本体交換の意向とその理由です。約2割の人が本体交換をしようと思わない、わからないと回答しています。その理由としては、正常に作動しているから、電池交換をすれば使用可能だから、交換時期がわからない等の意見が多くあげられました。

図の13、14は、住警器に求められている付加機能です。火災保険が安くなる、非常用照明がある、スマートフォンと連携しているなどが多くあげられました。また、どうすれば本体交換をする人が多くなると思いますか？という質問に対しては、補助金や共同購入により市場より安くなることがあげられたほか、取付サービスや交換時期がわかることが多くあげられました。

続いて14ページ、図15、16です。共同購入の意向について質問をしました。「共同購入

をしようと思うか？という質問には、約半数が共同購入をしたいと回答しています。一方で、したいと思わないと回答した人の多くが、町会役員の負担を理由にあげています。

表4では、障害を持っている方へのヒアリング調査ということで、東京都聴覚障害者連盟の協力によりヒアリング調査をまとめたものです。フラッシュ機能やバイブレーション機能、室内信号機等との連携を望んでいる声が多くあがりました。

以上の結果から今後の課題として、関係機関や業界との連携や提案、取付支援や補助金の拡充、低価格化の働きかけ、共同購入推進、広報方法があげられました。

17 ページ、第IV章では、課題解決に向けた試行の実施として、全消防署においてさまざまな広報媒体を活用し、設置後10年での本体交換を広報しました。

実施結果を踏まえた効果的な広報の推進として18ページの(4)をごらんください。各消防署の管内情勢に合った広報を推進すること。統一した広報資器材を配置すること。今後増加する可能性がある都民からの問い合わせに対応できるように相談窓口を設置することなどがあげられました。

19 ページ、IV—3では、共同購入の試行をまとめました。図の18は共同購入のイメージです。消防署が町会と家電メーカーとのマッチングをサポートして共同購入の推進方法や有効性等を検証するということです。

20 ページでは、第3回の協議会で審議したモデル消防署の共同購入を実施した町会の流れを事例として載せております。こちらは前回説明しましたので省略いたします。

22 ページに飛んでください。広報と同じく、課題としましては共同購入においても同じように統一した説明資料が必要であること。町会では価格に関心があることから、事前に把握しておくことなどがあげられました。また、住警器が一度も鳴動したことがないということに関心を持たない人もいること、役員の負担が大きいこと、町会の未加入者が共同購入から漏れること、メーカーや機種が異なると、再度、天井等に穴を開けて取り付けが必要になることなどがあげられました。

ここまでが第3回の協議会までを順を追ってまとめたものです。

23 ページ、IV—4は、共同購入を実施した町会にアンケート調査を実施したものです。こちらは初めてお見せするものでございます。後ろのページの資料3と書かれている、ページでいうと40ページになります。こちらがアンケート用紙になります。共同購入をしていただいた同じ町会でも、買った人、買わなかった人がいますので、その理由等を調査した結果です。問1では、町会の斡旋で住警器を買いましたか？はいと答えた人には共同購入をしたきっかけを聞きました。お得だから、自分で買いに行けないから、買いに行くのが面倒だから、どこに売っているのか知らないから。また、共同購入をしなかった人には、1—3として、購入しなかった理由を聞きました。自分で購入したから、またこれから購入する予定があるから、値段が高いから、購入しても自分で取り付けられないから、今付いているものが新しいから、今付いているものがまだ使えるから、壊れていないから、今も住警器を付けていないし、今後も必要ないと思うから、賃貸に住んでいて自分では取り付けられないから

という選択肢を付けました。問2では、住警器が設置から10年での交換が推奨されていることを知っていますか？問3では、住警器の点検をしたことがありますか？問4からは、ご自宅の状況について聞きました。ご自宅の種類、ご自宅の築年数、住警器を付けた時期、家族構成について尋ねました。

41ページにその結果をまとめたものがございます。23ページにお戻りください。こちらはクロス集計で分析したものですので、23ページで今のアンケート結果をご説明いたします。サンプル数は26となっております。新型コロナウイルスの影響によりまして、町会と接触する機会が減ったこと、なかなか町会の方と接触する機会が取れなくて、サンプル数が26という少ないデータとなっております。ですが、貴重な意見ですので、報告書にまとめさせていただきましたのでご報告いたします。

26のサンプルの内訳は、共同購入をした世帯が5、しなかった世帯が21です。アの共同購入をした理由、5世帯に購入をした理由を聞いたところ、お得だからと回答した世帯が4、その他が1となっております。その他は、他の部屋にも設置が必要だったからということで、全部の部屋に設置していなかったということが理由です。

24ページ、イは共同購入をしなかった21世帯に理由を聞きました。こちらは複数回答が可能です。住警器がまだ使えるから、壊れるまで使うからと回答した世帯が約4割でした。次いで、自分で購入する予定があるから、まだ新しいからという理由が多くあげられました。事前にお配りした資料のほうは間違いまして、まだ使えるから、壊れるまで使うからというのが0と書いてあったのですが、こちらは10に変更しております。また、その下の住警器等を付けていないし、今後も必要ないからという数字を2に変更しております。こちらは事務局で集計間違いがありましたので、本報告書が正しい数字となっております。

続いて、ウの説明に入ります。10年交換の認知状況です。共同購入をした世帯は全て知っていましたが、未購入の世帯は知らないが約3割でした。

エは住警器の点検実施状況です。共同購入をした世帯はほとんどが点検を実施していましたが、未購入の世帯は約半数が未点検でした。

以上のことから25ページの(3)、課題として、共同購入をした世帯は住警器の設置後10年での本体交換について認知しており、機器の点検も実施しています。一方で、未購入世帯は維持管理の認知率が低く、約4割が設置後10年以上経過しても壊れるまで使うからといった誤った認識を有しています。共同購入を推進していくにあたり、住警器を設置していない世帯、共同購入をしなかった世帯に住警器の必要性を周知する必要があります。

IV—5、試行を踏まえた共同購入の推進。これは職員向けの説明マニュアルを作成すること。共同購入の実施に至るまでは、町会でのさまざまな意思決定のパターンがあることから、町会の慣例に応じて負担を軽減していくことなど、柔軟に対応することが必要です。自分で取り付けることが困難な世帯には、共助での取付支援体制や関係機関による取付支援サポート、また、費用負担軽減を望む声が多いことから、都や区市町村における助成について働きかけていくこと。共同購入は町会単位だけでなく、町会未加入者や企業、サークル等、さ

さまざまな団体での購入が可能であることから、町会だけにとられることなく推進していくこと。共同購入に至らなかった町会・世帯に対して、設置や本体交換の必要性を継続して広報していくことがあげられました。

26 ページの図 23 は、第 3 回の協議会で説明しましたので省略いたします。

28 ページからは、最後の提言になりますので、ここで一度説明を終わらせていただきます。関澤会長お願いいたします。

○関澤会長 報告の説明は以上でしょうか。

○事務局（竹内） はい、その通りです。

○関澤会長 それでは、ただいま報告の部分についてご説明がありましたけれども、これに對しまして何かご質問、ご意見等がありましたらどうぞお願いいたします。

○栗野委員 よろしいでしょうか。東京都聴覚障害者連盟の栗野です。今日が最後ということで、この 1 年間いろいろな案などを集計して報告書を作成してくださったという話だと思うんですけども。こちらの資料にあります、第 3 回の議事録の 19 ページに、私からの発言の中で、町会に入っていない人に対する支援と PR などの検討をお願いしたいと発言させてもらいました。そこで、今、こちらの報告書を見ますと、まだ、案では必要とか課題とか書いてあるんですけども、実際にそれに対するフォローとか具体的な内容はこれから審議していくのでしょうか、どうなのでしょう。

○事務局（竹内） ご質問ありがとうございます。これは最後の提言としまして、委員の皆様の見意見をまとめたもの、今後、当庁の施策として反映していくものを提言としてまとめておりますので、そちらでご説明いたします。

○栗野委員 わかりました。

○関澤会長 他にいかがでしょうか。

では、よろしいでしょうか。27 ページまでの報告書の形なのですが、例えば 23 ページからのローマ数字の IV、共同購入者の意見ということで、コロナの規制のもとでモデル消防署のある町内会を選んだうえ、町会役員かもしれませんが、町会の個々の人に行ったアンケート調査なのでしょう。

○事務局（竹内） 町会役員の方をお願いをしまして、アンケート用紙を配付して回収するという形を取りました。モデル消防署で共同購入をした町会に対して行いました。

○関澤会長 配ったのは何通配ったんですか。

○事務局（竹内） 共同購入を実施した町会分の会員数を配付しました。

○関澤会長 いくつですか。

○事務局（竹内） 約 270 配布しております。

○関澤会長 回答数は 26 だったと。

○事務局（竹内） その通りです。

○関澤会長 10 分の 1 以下だと。

○事務局（竹内） はい。

○関澤会長 コロナという非常に厳しい環境の中での調査、ハンディのある調査だということ、それは仕方がないことだと思うんですけども、報告書という形にまとめる時には、少なくとも基本的な情報として、コロナというさまざまな制約のもとでこういう調査をせざるを得なかったと。今、ご説明いただいたように、モデル消防署の中で共同購入をした町内会を選んで、共同購入をした方を中心に二百何十枚を配付して、回答は少ないけれども26を得たと。これは2町会、25世帯と書いてあるので、さらに、あれっと思ったんですけども。アンケート調査概要の表6のところからはそういうことが読み取れなかったの、やはり最初の調査概要のところに数字を載せる以上、この調査の基本情報はきちんと載せていただきたいなと。

もう一つは、書いている文章の中で、例えば、いきなりアンケート調査結果で、共同購入をした理由で、実数、図19ですね、トータル5しかなくて、あれ？と思ったら、41ページに非常に基本的な、住宅種別26、住警器を付けた時期26ということで、最初のところでトータル26のものが出てくるんですけども、せめてこの図表は調査概要のところに持って来るべきではないかと思った次第です。なぜかと言うと、今、ご説明いただいたものの27ページの説明は、つまり41ページからの図をうまく配置して初めて理解できる説明がほとんどだったので、文章だけでは理解できないところも多々あったんですけども。最終的な報告書の中では、41ページ以降のデータはうまく報告書の中に配置しながら、どのようにまとめる予定なんでしょうか。それとも、今日お作りになった資料のままで報告の形にするんでしょうか。

○事務局(竹内) 当初はこのまま報告書として考えておりましたが、会長の意見も踏まえまして、資料のほうをもう少し詳細にわかりやすく作らせていただきます。

○関澤会長 簡単に折れていただきましたけれども、皆様はいかがお感じになりましたでしょうか。他の委員の方、私の今のコメントを含めて、内容もそうですけれども、提言の表し方について何かご意見はございませんでしょうか。

○栗野委員 報告書の39ページで、その中に聴覚障害者の調査結果について、東京都聴覚障害者連盟のご協力の下で8人に配布しましたというふうに書いてあります。ですけども私からみれば、言わせていただくと、東京都にいる聴覚障害者の手帳を持っている人は3万人以上おります。我々の調査の中で、特に高齢者というのはその3分の1ぐらいに増えているわけですね。ですから全体数から見ると8人っていうと、皆さんから見ればこれは聴覚障害者全体の結果というふうにみられてしまうとちょっとそれは不安があるんです。そしてもう一つ、高齢者のほとんどの方はこのようなアンケートの文章を読めないっていうんですね。何を聞かれたのか掴めなくて答えられないという方もいっぱいいます。ですからもっと動画を使うとか、もしくはイラストなどで聞くという方法をやっていただけると分かりやすかったという人がいっぱいいたと思うんですね。正直に言いますと、これを頭に入れて今後の調査も検討をお願いしたいなというふうに思っております。

○事務局(竹内) ありがとうございます。今回は時間の関係もありまして、代表して意見

をいただきました。今後このような調査をやる際には、分かりやすい説明や結果等を多く取るように考えていきます。今後ともご協力の程、よろしく願いいたします。以上です。

○小澤委員 小澤でございます。先程会長からもありましたけれどもこのコロナの大変な中でアンケート用紙を配布してくださった役員の方、そしてなんとか回答してくださった方がいらっしゃるということに関しては感謝を申し上げたいと思います。41 ページの一番下の問1で「いいえ」の方、購入しなかった理由「今も付いていないし今後もないと思う」という方が10人いらっしゃるんですね、26の中で。

○事務局（竹内） すみません、こちらの方に訂正が反映していなかったです。申し訳ございません。正しい方が24ページの図20になります。こちらが全く同じものがございます。事前に皆様にお渡しした資料にはですね、41ページの表の方をお渡ししておりますが、図20の方に差し替えさせていただきます。すみません、お話し中に申し訳ありません。

○小澤委員 反映すると実数がいくつになるのでしょうか。24ページですか。

○事務局（竹内） はい。24ページの図20になります。こちらの方は「今も付いており、住警器がまだ使えるから、壊れるまで使うから」の方が10名となっております。

○小澤委員 壊れるまで使う。壊れるまで使えるっていう意識の方が多いということですね。壊れてしまったら本当に奏功しない、ということをしてしまったらもっと今後PRする必要がありますし、この25ページの（4）で町会だけにとられることなく今後様々なサークル等にもPRする必要があるということが書かれています。今本当に町会に未加入の世帯も多いですし、アンケートの結果からも町会の役員の方が大変負担感を感じていて、そちらの方も共同購入がなかなか進まない理由の一つではないかなと思われる節もありますので、町会だけにとられることなく色々なサークルとか団体とか、そういうところにも消防署の方が出向くなどしてPRを、推進を強くしていただけたらと思います。以上です。

○関澤会長 はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいですか。

○廣井会長代行 図20のところで、質問があります。「自分で購入したからまたはこれから購入する予定だから」というのは、購入しないかもしれませんが購入の意向はあるようなのでまだよいとして、「購入しても自分で取り付けられないから」というのは、取り付けサービスというようなそういう対策が必要だという示唆が得られます。それから、「今ついている住警器がまだ使えるから、壊れるまで使うから」というのは啓発をすることで対応すると。一方で、その上の「今付いている住警器が新しいから」というのがあるんですけども、これは平成何年に設置っていうふうに回答されたのでしょうか。”新しい”の基準が人によって違うので、古い物を新しいと思ってる方がいらっしゃると、今質問したようにまだ使えるからっていうようないわゆる啓発ということになると思うんですけども。ちょっとお伺いしてよろしいですか。

○事務局（竹内） 一番古い方で設置後5年という方がおられました。あとは3年とか2年とか。

○廣井会長代行 ああ本当に新しいですね。だとするとそれは買う必要はないですね。逆に

言うと、町会としてどの世帯の住警器がどれくらい新しいかっていうことをきちんとモニタリングしておけば、町会から共同購入の働きかけができるような気もしますね。逆にそうしないと共同購入は実際のところ難しいのかなという気がちょっとしました。ちょっと感想です。以上です。

あとちょっと細かいところなんですけども、図の 20 と図の 19 は複数回答というふうに書いていただいた方がよいのと、あと 41 ページの資料 4 のところは、これアンケートの方法ですよ。質問紙なのかネットなのかあるいは資料 2 のような、いわゆる対面でやったのかというのを資料 2 に合わせるような形で書いていただくと資料としてスッキリすると思います。以上です。

○事務局（竹内） ありがとうございます。

○関澤会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○松本委員 同じく質問なんですけれども、アンケートで導き出されている結論はすごく意味がある回答だと思います。それを理解するためにサンプル数とかもう少し詳しい説明があるのかなと。24 ページの図 22 のあたりですね、共同購入した人と共同未購入の人の分類ですが、共同未購入というのはつまり共同購入には応じなかった、ただその中に自分で買った人とまだ買ってない人、設置をしていない人に分かれるということでもよろしいんですね？

○事務局（竹内） すみません。未設置の方は除いております、今おっしゃった通りでございます。

○松本委員 41 ページの共同購入しましたか、町会からの斡旋で購入しましたか、の質問で、はいが 5 人、いいえが 21 人、合わせて 26 人、これで全員なわけですね。

○事務局（竹内） はい。

○松本委員 いいえの 21 人の中に自分で買ったという人もいますか。つまり共同購入者にアンケートをしたら、点検をしていない人が約半数だったとか、それから 10 年で更新っていうことを知らない人が多かったという結論なので、共同未購入者の意味合いというのか、これはどういう人達なのかということをもうちよっと思い知りたいです。

○事務局（竹内） 自分で購入した人もいますし、これから購入する予定だったから、という方もいらっしゃいます。

○松本委員 26 人の中ですね。

○事務局（竹内） その通りです。

○松本委員 それは何人ずつぐらいいるんですか。それは分類できるんですか。

○事務局（竹内） それは同じ設問にしまったので分類はできません。

○関澤会長 よろしいでしょうか。…どうぞ。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤と申します。東京都聴覚障害者連盟と同じ、聴覚障害者の団体です。こちらのアンケートは東京都の範囲でのアンケートですけれども、確認なんですけど全日本ろうあ連盟へのアンケートというのは依頼されていないんですか。東京の範

困だけでのアンケートということですよ。東京だけということですか。全日本ろうあ連盟の方にはご依頼はなかったということでしょうか。確認です。

○事務局（竹内） その通りでございます。東京都の範囲でやっております。

○唯藤委員 分かりました。

○関澤会長 委員会会長からですが、東京都の確かに委員会ではありますが、委員として設置されているので喜んで協力するからぜひ全日本ろうあ連盟にも調査してくれという希望があれば今後はどんどんおっしゃっていただければよろしいと思います。

○唯藤委員 はい、是非ご協力させていただきたいと思います。

○関澤会長 事務局そういうことで、せっかく参加していただいているのでよろしく願います。

○事務局（竹内） はい、今後ともよろしく願います。

○関澤会長 それでは、もしさらにご意見がないようでしたら次の議事に進めさせていただきます。次の報告書の中の提言部分について説明をお願いいたします。

○事務局（阪本） それでは続きまして、報告書の提言部分につきまして説明をいたします。ページは 28 ページからとなります。ローマ数字の 5 番、提言としまして、冒頭に協議テーマであります住宅用火災警報器の設置促進および適切な維持管理方策について、と記載をし、本協議会の審議のまとめとしまして、住宅用火災警報器の設置・交換の促進、および適切な維持管理を推進する方策について提言を示すと冒頭最後に記載をし始めております。提言につきましては、ローマ数字の 5 の、1 から 7 までの 7 つの項目で構成しております。28 ページから 31 ページにかけてとなりますが、1 番としまして本体交換の推奨、2. 未設置住戸の解消、3. 広報方法、4. 共同購入、5. 関係機関への働きかけ、6. 職員の能力向上を図る試み、7. 住宅防火対策の将来構想となっております。各項目につきまして、順に説明をいたします。28 ページ、提言の 1 番目としまして本体交換の推奨です。前半におきまして本体交換の推奨にかかる現状に触れ、後半で提言を述べております。

住宅用火災警報器の本体交換について、メーカーや関係機関への聞き取り調査では、設置後 10 年が経過すると電子部品の劣化や電池切れ等により、火災を感知しなくなるおそれがあることから、本体交換を推奨することにつきまして、それぞれが共通した認識を持っています。一方で、インターネット調査における設置後 10 年での本体交換の認知率は 45.4% と低く、設置義務化から新築の住宅では 16 年、既存の住宅では 10 年が経過していることから、設置当初から交換されておらず、火災発生時に効果を発揮しない住宅用火災警報器が多く存在することが予想されます。今後住宅火災による被害を軽減していくためには、住宅用火災警報器の設置後 10 年での交換を促進していく必要があり、関係機関が連携し、地域が一体となって各種施策を推進することが望まれます。以上が提言の 1 番目、本体交換の推奨です。本協議会では、これまで住宅用火災警報器の設置後 10 年での本体交換につきまして、この内容を中心に審議をいただきました。今後、設置後 10 年での本体交換の促進に向けて、各種施策を推進するにあたり舵を切るというところから、提言の 1 番目としているも

のになります。

続きまして、提言の2番目が未設置住戸の解消です。29ページにかけて記載をしております。前半では住宅用火災警報器設置状況等の現状に触れ、後半で提言を述べております。平成26年から平成30年までの過去5年間におきまして、住宅用火災警報器等の設置率は平均して85.4%であります。一方で、火災が発生した住宅では約3割が住宅用火災警報器等を設置しておらず、さらに火災による死者が発生した住宅では半数が設置していない状況でありました。このことから、住宅火災による被害の軽減には、設置後10年での本体交換と併せて未設置住戸に対する設置についても促進する必要があります。また、過去5年間の住宅火災による死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者である状況を鑑みると、高齢者世帯が居住する住宅用火災警報器の未設置住戸を解消し、高齢者世帯の住居がより一層安全化されることが望まれます。高齢者やその関係者に対し、総合的な防火防災診断や消防巡回安心サービス、こちらにつきましては今年度からの試行に向けて現在調整をしている事業でございます。まだ仮称ではありますが、このような東京消防庁が実施する高齢者施策のほか、関係機関による各種福祉サービス等の実施時を捉えて、福祉関係機関等との連携により、各種施策を推進する必要があります。以上が提言の2番目、未設置住戸の解消であります。住宅火災の現状より被害の軽減には、本体交換の推奨とあわせまして、未設置住戸の解消についても促進する必要があることから提言の2番目としているものになります。以上、提言1と2を踏まえて、各種方策につきまして提言の3以降で述べていきます。

提言の3番目が広報方法です。本協議会では課題解決の取り組みとしまして、様々な広報媒体を活用して、住宅用火災警報器の設置後10年での本体交換等について広報を実施しましたが、その取り纏めとして4点の取り組みについて述べております。1点目。住宅火災の被害軽減には、住宅用火災警報器の奏功事例を示しながら、維持管理に関する正しい情報を都民へ周知し、設置後10年での本体交換の認知率を向上させるとともに、未設置住戸を解消していく必要があることです。2点目。各消防署において、防火防災イベントや訓練等、様々な機会に応じた広報活動を継続して実施するとともに、プロモーションビデオ、ポスター、のぼり旗、横断幕等の制作によりまして、広報を推進する新たな媒体を整備し、SNSや動画サイト等を活用して、住宅用火災警報器の設置及び本体交換等を広く周知させていくことが望まれることです。3点目。広報をより効果的に推進するためには、行政機関や関係団体・業界等と連携していく必要があります。広報に際しては、広く一般に周知することと併せて、高齢者世帯等の危険が高いと思われる対象に周知するなど、対象を絞った広報について実施すべきことです。4点目。住宅用火災警報器の設置や交換に際しては、運動型の住宅用火災警報器や屋外警報装置等、より効果的な機能のある機器の普及のため、その特徴や性能等について広く都民に周知する必要があります。以上が提言の3番目、広報方法です。

提言の4番目が共同購入となります。30ページから記載をしております。本協議会では、課題解決の取り組みとして、2つのモデル消防署を選定して共同購入を試行し、効果や課題等を検証してきましたが、その取り纏めとして、4点の取り組みについて述べております。

1点目。共同購入は、一斉に購入することで比較的安価での購入が可能であり、次回の交換時期が明確になるとともに、地域一帯の防火体制の強化にも繋がることから、今後は全消防署での実施が望まれることです。2点目。共同購入を行う町会役員の事務負担軽減、共同購入に至らなかった町会・世帯に対する継続した働きかけ等に配慮して推進する必要があります。3点目。町会を対象とした共同購入では町会未加入世帯に周知することができないため、町会単位のみならず地域のスポーツ・文化サークル、学校、会社等、様々な団体を対象として実施を考慮する必要があります。4点目。共同購入の試行内容につきまして、今後の推進方を決定する上での資料として活用が望まれることです。以上が提言の4番目、共同購入でございます。

提言の5番目が関係機関への働きかけです。本協議会において実施しました、町会等へのヒアリングや課題解決に向けた取り組み、試行によりまして、様々な要望や意見が得られましたが、それらを解決・実現に向けていくためには、関係機関・団体・業界等に対する働きかけや情報提供が必要であり、その取り纏めとして2点の取り組みについて述べております。1点目が、町会長等へのヒアリング調査において、取り付け支援サービスや補助金、共同購入における住宅用火災警報器の低価格化を望む声が多かったこと。また、障害者向けの住宅用火災警報器等について、光や振動等で知らせる機能があり普及が望まれていることから、区市町村等の行政機関に対し助成等の働きかけを行うとともに、より一層関係機関との連携を図り、住宅用火災警報器の設置促進、設置後10年での本体交換を推進する必要があります。2点目。同ヒアリング調査におきまして、スマートフォンとの連動や非常用照明機能等の付加機能に関する要望が多かったこと、本協議会における審議において、10年交換を一目で認識できるように機器本体やパッケージ等に明示することや、本体交換を容易にするために住宅用火災警報器の受台（ベース）の統一化について意見があったこと等から、住宅用火災警報器の普及や設置後10年での交換を促進するために、関係業界等への情報提供等、働きかけていくことが望まれることです。以上が提言の5番目、関係機関への働きかけです。

提言の6番目が職員の能力向上を図る試みです。31ページから記載をしております。広報や共同購入の試行結果にもありましたが、住宅用火災警報器の普及に取り組む消防職員についても、住宅用火災警報器に関する共通の認識を持ち、能力を向上させる必要があることから1点の取り組みについて述べております。住宅用火災警報器の設置義務化から約16年が経過していることから、義務化当初の経緯や法令基準、住宅用火災警報器の設置効果、住宅用火災警報器の普及促進に係る知識等について、消防職員間で差異が生じないよう、統一した認識を持つことが重要であります。このことから、住宅用火災警報器の職員向けマニュアルを作成し、職員の理解を深めるとともに、全職員が統一した認識を持って、定期的な点検や設置後10年での本体交換の広報、地域における共同購入の推進等に取り組めるようにすることが望まれることです。以上が提言の6番目、職員の能力向上を図る試みです。

提言の7番目、最後になりますが、住宅防火対策の将来構想となります。IoTやスマート

フォンの普及により、住宅防火設備や生活を取り巻く環境も日々変化していることから、火災の早期発見、早期通報につながる機器の開発や定期的な機器の点検ができるよう仕組み作り等について関係業界と連携していくことが必要であります。住宅火災による危険を感じることなく、安全・安心を当たり前のこととして享受できる社会を実現するため、今後住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策について、様々な関係機関と連携し、推進していくことが望まれます。このようなことから、最後に住宅防火対策の将来構想について示し、提言の締めくくりとするものでございます。

詳細につきましては32ページ別表に記載をしております。32ページ別表の内容につきましては第3回の協議会におきましてご確認いただいておりますが、住宅用火災警報器のあり方、住宅用火災警報器の維持管理のあり方、安全に生活できる住宅評価のあり方、大きく分けて三項目について述べているものでございます。1項目目が住宅用火災警報器のあり方についてです。こちら別表左半分の部分になります。IoTやAI等技術の進展・発展に伴う住宅用火災警報器のあり方について4点述べております。1点目。住宅用火災警報器の多様化に対応できる仕組みとしまして、IoTやAI等との連携に対応できる検定制度のような仕組み作りになります。2点目。IoTによるさまざまな機器、機能との接続としまして、防犯カメラ、スマートメーター等の機器、スマート住宅、防犯や高齢者・子供の見守り等の機能との接続です。3点目。AI搭載による性能の改善としてディープラーニングによる火災・非火災の判定制度の向上、高所に設置することを要しない機器、緊急地震速報や津波警報等の総合的な防災情報の発信等、機器の高機能化です。4点目。廉価・長寿命な機器の開発としまして、IoTやAI等の高機能化を必要としないユーザーに対する廉価・長寿命な機器の普及でございます。以上が住宅用火災警報器のあり方についてです。次に2項目目、住宅用火災警報器の維持管理のあり方についてです。右半分の部分になります。4点の項目について述べております。1点目。所有者登録と点検・交換通知制度としまして、購入時のユーザー登録と設置から10年経過時の点検・交換通知による本体交換の推進になります。2点目。多様な主体と連携した定期的な点検の実施としまして、住宅の入居時等に居住者に対して住宅用火災警報器の点検交換等の説明を実施する仕組みづくり、また、住宅メーカーが実施する住宅の定期点検、ガス事業者が実施する点検時等における住宅用火災警報器の定期的な点検の推進です。3点目。IoTによる機器の状態把握として、インターネットと住宅用火災警報器の接続による、ユーザーやメーカーが常に住宅用火災警報器の状態を把握できる仕組みの構築です。4点目。住宅部品点検の日、10月10日における点検の推進として、一般社団法人リビングアメニティ協会が実施している住宅部品点検の日をとらえた住宅用火災警報器の点検の推進です。次に3項目目が、安全に生活できる住宅評価のあり方として、別表下段部分になります。住宅防火対策の評価の仕組みづくりとして、先進的な防火対策を実施している住宅や、住宅用火災警報器の適切な維持管理を実施している住宅に対して公的に評価できる仕組みづくりです。以上が提言の7番目、住宅防火対策の将来構想です。

28 ページから 32 ページの別表までを含めまして、本協議会の報告書における提言部分となります。以上で説明を終了いたします。関澤先生よろしくお願いたします。

○関澤会長 ただ今の提言案のご説明に対しましてご意見、ご質問等あればよろしくお願いたします。どうぞ。

○栗野委員 東京聴覚障害者連盟の栗野です。今までいろいろな調査、提言など検討していただいて本当にありがとうございます。感謝しております。この間の、今回2月の第3回の会議の際に気がついて言えば良かったんですけども、今たぶん間に合わないかもしれませんけれど、将来的なことをお願いしたいがございます。

まず、今年2月頃からはコロナウイルスの感染拡大が出て、私ども非常に忙しいときがありました。そのときにもまだこういう人が車椅子の障害の方は、つまり目が見える、聞こえる人たちに関する対応というのは検討はされましたけれども、あとになって不満というか困るといふか悩んでいるっていうのは相談結構寄せられたものがあつたんです。それは何かといいますと、盲ろう者、知的障害の方ですとかその方たちの場合はコロナウイルスもあつて、介護の方もやっぱり手が触れないとかそういったものがあつて十分な補償がなかつたという方もいらっしゃるんですね。もし震災など地震が起きたときに避難などを考えたら、結局自宅にいたほうがいいのではないかということも見受けられて、私は相談の中で分かりました。そうすると今回の提言などをみますと今後はこのようにいろいろな障害に対してではなくて盲の人もいる。耳が聞こえない人もいる。重複の障害の人、その方に対して十分伝えられる住宅上の警報ですね。新しい機能などをつけて、その職員がそれを指導できる。また説明ができる。メンテナンスなどのサービスなんかをもっと開発する必要がある時期には来ているのではないかなと今回改めて感じました。それで、今後それを踏まえてぜひお願いしたいというふうに思っております。

○事務局（阪本） ご意見ありがとうございます。事務局としましては皆様に機器の点検、設置等を普及していく立場でございますが、今いただいたご意見を参考にさせていただきまして、消防だけの力ではなかなかそういった障害をお持ちの方へのアプローチというものは難しい部分もあると認識しておりますので、地域の関係機関の皆様方、町会ですとか地域の皆様と連携をさせていただきましてそのような方々にどのようにアプローチしていけばいいのか研究等させていただいて、今後の取組を推進していければと考えております。以上でございます。

○関澤会長 それではほかに。

○吉成委員 東京都町会連合会の吉成です。私たち、結局10年前に消防からいろいろと説明を受けて、みんなでつけなければならぬということはその時の機運醸成というんですかね。毎回、毎回役員会、またはそういうところに来て常に説明されてきました。その時になんとでもやりましょうということで、皆さんでやってきて、ある町会のところではそれぞれ助成金を出したりしてやってきました。

私は中野なんですけれど、中野のほうでは1所帯に1,000円ということでやってきて、ま

たその報告が毎回、毎回、各消防署から今の設置率が何%なんだよという数字でやってきて、だんだん良くなってきました。こういうこともあればつけることによって自分たちの生命が安全で財産も守られるというようなことの話にもなってきたわけです。ここで全員が、今度も80何%の設置されたということについては、みんなこれにつけたから安心だということがあって、忘れてるんですね。今これを10年経ったら作動しなくなることもある。劣化してきているのでぜひとも動かしましょうというところを消防署では説明はしていると思うんですけど、それに皆さんがのってきてない。まだ良く分かってないところがたくさんあると思うんですね。ですから、これは機運醸成みたくみんなでやらなくちゃいけないということをまず地域、町会長さんを始め、皆さんが知ってそれをどんどん啓蒙していかないといけないと思うんですね。

そしてこの数字の中にも安いから、高いからというようなことがあるんですね。私たちの先ほど助成金を各町会で出すということによってやってきたんですけど、そういうことによって共同購入することによって少し安くなるからやろうということがある。少しでも安くなれば助成金を出してくれればというようなことがあるから、町会の助成金を出すとかそれとも行政のほうで少しはそういうところでやっていただく。またメーカーのほうとしても共同で購入すればこれだけ15%安くしますからというようなところは、そういうメリットを出していただいてやっていただく。例えば1年365日。10年で3,650ですか。1日1円で生命、財産が守られますよとかそういうちょっと変な言い方ですけど、2台あっても1日2円でできますよということも教えて自分たちの生命、財産を火災保険と思えばいいんじゃないですかというようなこともイメージ的なことも言えれば。なにしろ皆さんに10年前につけて、その後が買い替えができないんですね。ですからそこをしっかりとみんなで、私たちは説明をしてやっていかななくちゃいけないんだと今日話しを聞いててつくづくそう思いました。以上です。

○事務局(阪本) ご意見ありがとうございました。吉成委員のおっしゃるとおり、時期に対する啓蒙活動というのが非常に大事なものと考えております。こちらにつきましても消防だけの力ではなかなか十分な啓蒙が、というような部分がありまして、よりそこで地域の力を借りて、地域一体となって点検、交換等の推進をしていければと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○関澤会長 はい、どうぞ。

○池上委員 市民防災研究所の池上です。ページ31の職員の能力向上を図る試みと上段にありますね。この中に住宅用火災警報器の職員向けマニュアルを作成しとありますが、作成をして配るだけではちょっと理解が深まらないんじゃないかなという気がしています。こういう障害をお持ちの方たちのことも明記されているんでしょうけれども詳しいことを知らなかったり、特に若い職員の方たちを対象に、例えば消防学校で研修をなさるとこのマニュアルの作成までの経緯などをぜひ関澤先生や廣井先生が解説をしてくださると良いと思います。最低限知っていなければいけないこともありますよね。今の町会連合会の

会長さんがおっしゃったように住民の認知度もばらばらですし、職員の認知度もばらばらでこういうマニュアルを作るわけですから、きちっと10年で交換するものだということや、いろんな種類の住宅用火災警報機というのがあるんですよというようなことも説明していただきたいし、マニュアルに沿ってぜひ関澤先生お忙しいでしょうけど、廣井先生も解説をしていただけたらという提案です。以上です。

○関澤会長 具体的にはマニュアルに対して、われわれがどういう形で解説すればよいとおっしゃっているのでしょうか。

○池上委員 いわゆるこのマニュアルができた経緯とそれから最低限抑えておかないといけない設置後10年で本体ごと交換する必要があること、いろんな種類があり、障害者がおられるのでそれに対応した住警器もあるというようなことを解説していただきたいのです。

○関澤会長 いや。ですからこのマニュアルがまだできてないんでしょう。これから作る。

○事務局(阪本) 職員向けマニュアルにつきましては、作成してまして今、掲示をしている状況でございます。

○関澤会長 私も関与してないです。ですから池上委員のわれわれも喜んでご協力いたしますけれども、職員向けマニュアルというのも今日初めて僕知ったんで、どういう形で開示すればいいのか。あるいは職員に対してそのマニュアルの中に解説文を入れたらいいのか、どういう形で協力したらいいのかっていうのか、ちょっと今突然聞いたので。

○池上委員 この協議会でこういった提言を出すわけですよ。そしてこの経過といわゆる今までの流れの中で、このマニュアルを作って職員に配布する。それに対しての説明は多分、必要だと思っているんです。マニュアルを全部理解できればいいんですが、もらってもなかなかそれが理解できないという職員の方もおられるでしょうから、ぜひ、ずっと長く関わってこられた関澤先生に解説していただけたら良いと思います。特に今までの流れとか住警器がつけられてかなり火災件数は減っているんだけど、それでもまだ未設置のところもあったり、それから設置していても鳴っても聞こえなくて、あるいは体が動かなくて命を落している方がいるというようなことは、このグラフだけを見たのでは分かりにくいんだと思うんですね。そういったような解説をしていただけたら分かりやすいと思います。特に住民の方たちに職員の方がお話なさるときにそういったことも噛み砕いて、説明なさると良いと思います。今日もいろいろ質問が出ていましたが、それを分かりやすく解説していただけたら、職員の方たちも住民に話しやすいのではないかなという気がしました。

○事務局(阪本) ご意見ありがとうございます。マニュアルにつきましては、先生がおっしゃるとおり、今掲示をしている状況で今後主管する部署としまして、教育といった部分から非常に重要なことは認識しておりますので、今いただきましたご意見を参考にさせていただきます。また、委員の皆様にご協力をいただくことがあるかもしれませんが、その際にはご協力いただければと思います。以上です。

○関澤会長 すみません。掲示しているのは、すでに。

○事務局（阪本） 掲示といいますのは、東京消防庁内の職員が事務を行うパソコンから東京消防庁内の電子上の掲示板がございまして、その中で掲示をして地域に対する普及に対して活用をしてくださいというような通知で出しているものでございます。

○関澤会長 どうしているんですかね。外部の人が見られるわけではないんですね。

○事務局（浅見） これはあくまで職員教養用ですので、しかもまだこの協議会の結果を踏まえた内容とはなっていないので、それを踏まえた上で少しこちらのほうで暫定的に修正しまして、先生のアドバイスをいただきながら、またかつそれを踏まえて職員への教育もやっていきたいと思っていますので、またご相談させていただきたいというふうに思います。

○関澤会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

○廣井会長代行 マニュアルについてですが、先ほど池上さんがおっしゃったような言葉では表せない感触みたいなのを多分皆さんがヒアリングされているんですよね。ヒアリングされている方って、多分こういう人がいたんだよとかこういう実態があるんだよというマニュアルみたいなものでは言語化できないような感触みたいなのを持っていらして、そういうものをきちんと文章で共有する仕組みが多分必要だと思います。私が解説というよりも、むしろヒアリングに行かれた方の経験をどういうふうに担当職員の方々に全署に伝えるかということが重要だと思いますので、それもちょっと合わせて検討いただければいいかなと思いました。

○事務局（阪本） ありがとうございます。

○関澤会長 いろいろなやり方がありますね。単にわれわれの解説加えるより。はい、どうぞ。

○渡辺委員 東京都宅地建物取引業協会の渡辺と申します。お世話になります。31 ページにある住宅防火対策の将来構想についてという別紙、別表があるかと思うんですけれども、この右の下のほうに住宅部品点検の日という 10 月 10 日における点検の推進という記述があるかと思うんですけれども、今後の啓蒙についてという点ではこういう点検の日というのを設けることに関しては大賛成ですけれども、今年はコロナの関係だと日にちが大変迫っております、いろんなことで今こういうふうに準備をしている最中で、この日にちが非常に覚えやすい日にちでいいかと思う反面、ちょっと時間が足りないなというところの危惧をしているんですけれども、会長さんよろしいでしょうか。この日、10 月 10 日というところで、日にちもあんまりいろんなこれから準備をしていく中において、点検の日というのは啓蒙したり、いろんな人に周知徹底するのにいいチャンスだと思うんですけれども、残された日数も少ないので準備が出来次第というのはいかがでしょうか。

○関澤会長 今年に限らず、恒例毎年 10 月 10 日を書いているようなんですけれども、を続けましょうというふうに受け取られればいいんじゃないですか。今年は間に合わなくてしょうがない。

○渡辺委員 そういふことでしたら宜しいですね。分かりました。

○唯藤委員 はい、すみません。

○関澤会長 ちょっとお待ち下さい。事務局から。

○事務局（阪本） 今年につきましては少しずつ。できるところからというところで東京消防庁のFacebook、Twitter ですかそういった発信できるところを利用して、この住宅部品点検の日を制定しておりますリビングアメニティ協会さんと少しずつ連携を取らせていただきながら、できることからやらせていただければと考えております。以上です。

○関澤会長 ではどうぞ。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤です。この警報器、10年で交換するということですが、この啓発について非常に大事なところがあるかと思えます。といいますのは、PRに対してお願いをしたいのですけれども、聞こえない人たち向けの手話付きのPRをお願いしたいと思います。

また、警報器の共同購入につきまして今お話がありましたけれども、町内会とは別にいろいろな聞こえない人たちの団体が町内会とは別に組織としてございます。一般の機器ですとやはり聞こえませんので、以前に東京信友という会社がございしますが、そちらのほうで聞こえない人向けの商品というものを開発いたしました。そういうふうに伺っております。ですが、一般の火災報知器と比べますとやはりちょっと高いんですね。前もお願いをしましたけれども、補助金、安くできるようにそういった制度をお願いしたいというふうに思えます。その辺りについてどのようなお考えがあるのかお話いただければと思います。よろしくお願ひします。

○事務局（阪本） 補助金につきましては提言の5番で関係機関への働きかけといったところで、関係する機関に対して本協議会の内容を踏まえた情報提供、働きかけというようなところで少しずつ取り組みをさせていただければと考えております。

○唯藤委員 具体的にはどういうことでしょうか。

○事務局（阪本） 関係機関等の障害者部門、福祉部門の課長が集まる会議がありまして、東京都で実施をされているものでございますが、そういった会議の場を借りて協議会の情報提供や働きかけ、そういった会議体を通して実施をしていければと考えております。

○唯藤委員 分かりました。よろしくお願ひいたします。

○関澤会長 はい、どうぞ。

○小澤委員 すみません。小澤です。質問です。32 ページの表の一番下。安全に生活できる住宅の評価のあり方というところで、公的に評価できる仕組みづくりとなっておりますが、具体的にはこれはどういうことを指しているのでしょうか。

○事務局（阪本） 本内容は、将来構想ということで漠然としたものではございますが、住宅の性能評価制度、長期的な優良な住宅というんですか。そういったものに対する評価の制度がありますが、そういったものの拡充ですかそのようなイメージで考えております。

○関澤会長 住宅表示性能評価機関、渡辺委員がいらっしゃいますけれども、あれは売出し新築を売り出すときに評価する制度じゃない。維持管理で中古住宅とかすでに使ったものの維持管理状態を見る人というのは消防職員しかいないんじゃないの。どうですか。

○渡辺委員 住宅メーカーさんのほうでは新築時はそういうふうな定数ポイントというのは十分にあるかと思うんですけども、中古住宅においてはなかなかそういうところが重要事項説明とかニーズが要求されていない現実もありまして、決定はしていないというところかと思えます。現状はそんなところではあります。

ですからこういう提言をされたときに新築というのは当然のことで売り易いというセールスポイントになろうかとは思いますが、今ご質問の内容としては中古住宅においてもそういうふうな仕組み、制度を作っていく。具体的にそういうものが一般のエンドユーザーさんに普及しやすい内容であれば、十分に評価できることになると思えます。ですので、一応評価できる仕組みは具体的にはというところは私どももお聞きしたいところではあります。

○関澤会長 よろしいですか。皆さん、ご質問、ご意見あろうかと思えますけれども、ちょうど関連性出てきましたので、この住宅防火対策の将来構想についてとそれまでのこの15期における調査・検討とつながりがあまり感じられないんですね。いきなりそれはさておきという感じで、例えば30ページ、31ページに、違うか。提言として述べられている5の1から5の6まで。5の7から少しちょっと飛躍した感じがするんですけども、今の最後の将来構想についての位置づけをお聞きしたいなと思えます。ここは飛躍したものを書いているので、提言の具体的な提言とは少しかけ離れたことも書いていますということなんだろうか。それにしても、一番、3つあるんですけども、住宅用火災警報器のあり方の中でいきなりIoTとかAIとか出てきて、これは国とか東京都の今の推進政策だからそれを書き込まないと都知事に怒られちゃうというようなことなんですかね。そういう気がひしひしと感じます。必要なければなくていいんじゃないか。それでしかも一番下の安全に生活できる住宅の評価のあり方は1行でさらっと書いていますけれども、非常に大事なことにいきなりぼんと1行で書かれちゃうと検討もしていないのに、なぜこれを持ってきたんだろうという不安もある。素朴な私の質問ですけど。

○事務局（阪本） 特に国や東京都からの話からこの記載に至ったというものではございませんで、こちらは第3回の協議会でお示しはしていますが、事務局サイドの提案といえますか、そういったところから記載しているものでございます。

○関澤会長 でも、ここで具体的にいろいろ、住宅用火災警報器の機能追加とかいうことでアンケートで話しているものからは、かなり飛躍していますよね？ AI搭載によるディープラーニングで、非火災報とか緊急地震速報とかさまざま他の、接続とか、スマートフォンに接続とか、防犯機能を持たせるとか、なんかいきなりこう、6000円7000円で販売している家電量販店で買ってつける話と、あと全然違う性能を持つような高度な住警器のことがいきなり出てくるんで。まあ値段も違うだろうし、業界も違って来るだろうし、その辺ちょっと飛躍が大きいのかなという気がするんですけど。実現性がどの程度あると考えられるでしょうかね。

○事務局（阪本） 機器的なものにつきましては、メーカーや工業会さん等にもヒアリング

をさせていただいたのですが、技術的にはまあ、実現できるものもあるようなご回答だったんですけど、需要ですとか、そういったバランスを踏まえて、やはり数が出ないというものは普及はしていかないというようなお答えもいただきまして、短期的にと言いますか、実現可能性としましては、すぐに実現できるものではないような、そんなような認識でございます。

○関澤会長 これ私個人の意見で、会長としての意見でなくて質問。他の皆さん、委員の皆さん方から、どうぞ。

○廣井会長代行 関連してなんですけども、そもそも住宅防火対策の将来構想というタイトル自体が大きいような気がするんですね。14期にあった防火防災診断とかいろんな要素があるにも関わらず、ここには住警器の話しか書いてないので、住警器対策の将来展望とか、10年後の住警器はどうあるべきかとか、そういうなんか、ちょっと絞った方がいいような気が私も関澤先生のご意見と全く同じなんですけども、思いました。以上です。

○関澤会長 どうぞ。

○松本委員 29ページの上の方ですね、上から4行目から、高齢者やその関係者に対し、という4行のくだりがあるんですけども、これがすごく実質的には非常に大事なところだと思っています。これまでの検討の中でも、福祉の現場の方が、力強いというか、そういうお言葉をいただいている、きちっとここに反映されているのは非常にいいことだと思います。

ただ、ちょっと細かいですけども、未設置住戸の解消の中に、これが入っているんですけども、これ別に未設置住戸だけじゃなくて、更新ですよ。買い替え、取り付け。それ全部、含まれているので、ここに位置づけるのは誤解を招くかなというのが懸念されます。むしろこの4行というのはひとつの項目に立ててもいいくらい非常に重要なところで。たとえば消防巡回安心サービスという仮称ということですけども、新たな取組とかですね、それから関係機関によるサービスの実施時期を捉えて、連携により各種施策を推進すると。提言なので、ぱくっとまとめて書いてあるのはわかるんですけども、今言える範囲でもう少し具体的にですね、提言ができれば力強いなど。いうふうに思います。

で、尚、これを進めるにあたって、ぜひ、これは提言からはみ出しますけれども、この実施状況とかですね、どんな風に進んでどこまで来たのかっていうことをぜひ、共有して進めていただければと思います。

○関澤会長 はい、どうぞ。

○吉成委員 今の高齢者とその関係者に対してという話ですけど、東京都町会連合会の中で、たまたま私が中野区でやっていることを、皆さんにひとつ報告したいなと思うんですけど、今日は民生委員の皆さん、代表者の方も来られているんですけど、地域を知っているというのは我々町会自治会であり、また民生児童委員の方が、地域を把握されているんですね。

そこへやっぱりこういう火災等に守らなくちゃならないというところでは、消防署と一緒に回るということが大事なことで、そういうことは今、中野区では、始まっているんです。

その上、一緒に回ってその地域を知っていただく、それと友愛クラブ、元気な人達も、一緒に回ろうという気運がありまして、今そういうところが始まって、地域の町会役員さん、民生児童委員さん、消防署、警察みんなでやりましょうということを今、始まり出してます。これは、東京都の町会連合会の皆さんにも、どんどんこれを、事例を発表して、進めていきたいな、このようには思っています。

○関澤会長 ほか、はい、どうぞ。

○森住委員 東京消防庁防災部長の森住でございます。先ほどの松本委員のご発言また吉成委員のご発言に対してですが、このローマ数字5の提言の中にある、東京消防庁としての理念としては、まずマクロ的に、広義の意味として、9割方、住警器が既に設置されている。

そこで、10年経ったので、その更新をいかに効果的に、また漏れなく進めることができるのか、ということが、アンケートも含めてその方策についての提言をしなければいけないなというところですが、あくまでも住宅ですので、個人のお宅、行政的には不可侵の分野である、そこをどうやって効果的に、査察ができませんので、更新にこぎつけるか、ということやはり町会のお力ですとか、メーカーや地域の行政のメリットをどのようにつけられるのか、というのが大きな課題になったんだと思います。

次に、ミクロ的に見なければいけない。実は、火災による死者が発生した現場で、未設置対象住戸がとても多い、という事実があります。死者が発生した住宅火災の半数が、住警器未設置だったという背景を見た瞬間に、町会等には未加入、そして消防署も未把握、それが未設置につながっている、未加入未把握未設置、この3つがあり、潜在しているときに、実は火災による死者が多く発生しているのではないかと。

そういう方がどういう方なのかというふうに紐解いてみると、高齢者の独居世帯であったり、高齢者世帯、または障害をお持ちの方だったりすると。そういった方にどのように、アウトリーチができるのかと考えたときに、ひとつの方策として、先程の消防巡回安心サービスということで、たとえば介護を頼んでおられる方ですとか、地域の包括センターで、定期的に訪問をしているようなおうちに消防職員が同行することで、火災の安全、火災危険があるのかないのか、住警器が切れているのか切れてないのか、というところに特化して、見て来られたらいいなと。そういう形で、今ふたつの地域を対象に試行をしようというふうに考えている次第でございます。

先程の松本委員のご質問に対してはこういった背景があって、実はこの施策をやりたいと。ただ、これから試行をするので、あまり具体的にここに書けなかったと。というのが言い訳でございます。

○関澤会長 今まで防火防災診断というのがあって、ずっと強調されていたんですね。だから、それと、消防巡回安心サービスの、防火防災診断でも、介護福祉士さんと一緒に、消防職員と一緒に、消防だけだと中まで入れないけど、介護福祉士さんと一緒に行って、今おっしゃったような住宅を追って、手の行き届く指導をするということ。基本的には近いものだと思ったんですけども、新たに試行が予定されていると書いてあったので、具体的にどうい

うものですかということ、最後にお聞きして、もっと具体的に書くべきじゃないかと。いうふうに思ったんですけども、少なくとも、従来の防火防災診断をさらに発展させて、こういうものにするんですよというものはちょっと書いてほしいような気がする。

○森住委員 従来の防火防災診断は、診断項目がたくさんある、また、定期的に日常的に行けていない消防署が結構ある中で、今後少し絞って、その代わり回数を多くとか、幅広く、というニュアンスでやっておりますので、事務局がここにどこまで書けるかというのは書ける範囲でちょっと検討はさせたいと思います。

○関澤会長 この後に書いてある、関係機関と各種福祉サービスとの実施と書いてあるんですけども、従来と同じように、福祉関係との連携はこの中には入っているのでしょうか。それだけでもちょっと、消防職員だけで行ってしまう取組なのか、関係福祉機関との連携を前提にしているのかだけでも。

○森住委員 そうですね。これはいわゆる公的な地域包括センター以外にも、民間介護事業者を巻き込もうという形になっております。そのぐらい、書けるようでしたら、当然のことながら書いていきたいなというふうに思います。

○関澤会長 ありがとうございます。ほかにはどうですか。

○小林委員 私は、介護支援専門員研究協議会と言いまして、ケアマネジャーの団体から出席させていただいております小林と申します。

今のお話で、とてもうれしかったなと思いました。とてもいい意見をいただきましてありがとうございます。地域に消防署もありますし、各地域に地域包括支援センターもございます。その所を利用していただいて、こういうことの普及事業ができればというふうに、応援は多分、可能かと思えますし、普段仕事をしていましてなかなか消防署と関わるという機会が、ほんとに少ないんですね。なので、積極的に関わらせていただいて、こういうふうな地域起こしとか、地域の高齢者達と向き合う機会っていうのを作っていただけるということは、とてもありがたい事業かなというふうに思いますので、よろしく願いしたいなと思えます。よろしく願います。

○関澤会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。あの、また後から、思い出して、ご質問とかご意見があるかもしれませんので、その場合は、2週間ぐらい余裕があるんですか？

○事務局（阪本） 期限1週間とさせていただきますもよろしいでしょうか。

○関澤会長 1週間ですか。はい。1週間のうちに、事務局に挙げていただければ、コメントの内容を僭越ながら事務局と私の診断で、反映させていくというふうに、させていただきますということですので、皆さんそれでよろしいでしょうか。

はいありがとうございます。ではそうさせていただきます。それでは本日の予定する議題はこれで終了となりますので、進行へお返しいたします。

○事務局（竹内） 委員の皆様、ありがとうございました。報告書が完成しましたら、当庁のホームページに掲載すると共に、委員の皆様には郵送にて送付させていただきます。協議

会終了にあたり、本来であれば、委員の皆様から、協議会全体の感想ですとか、ご意見などを一言ずついただきたいところがございますが、時間の都合もございますので、代表して、廣井会長代行と、関澤会長に、それぞれお言葉をいただきたいと思います。それでは廣井会長代行から、お願いいたします。

○廣井会長代行 はい、2年間、2年弱ですかね、ありがとうございます。今日いろいろ意見ありましたけど、大変素晴らしい報告書ができるのではないかなと思います。協議会の中でも何回も申し上げましたけども、また10年後に同じような議論をここですることのないように、ぜひ今回だけに限らない、継続的な維持管理に関する普及と、あと時代に合わせた啓発をぜひともお願いしたいと思います。

最近リモートでよく聞くのが、実家のお母さんとおじいちゃんとおばあちゃんにタブレットをプレゼントして、リモート帰省をするんだみたいなそういう話を聞くんですけども同じように、たとえば母の日とか敬老の日に、住警器を贈るとか、高機能住警器を贈るとか、時代に合わせたプロモーションみたいなことをできればいいかなと思います。

一方で今日はちょっと議論がありましたけど、サンプル数の点はコロナでちょっと大変だったと思いますけども、共同購入については、まあちょっと私自身もわからないところが結構ありますので、ぜひとも相談窓口みたいなところで、いただいたご意見などを、ぜひ全庁で、あるいは全国できちんと共有していただいて、共同購入を勧めていただくような、そういう取組をぜひともお願いできればと思います。4回にわたり、ありがとうございます。

○事務局(竹内) 廣井会長代行ありがとうございます。それでは関澤会長お願いします。

○関澤会長 失礼ながら座ったままで、話をさせていただきます。少しだけ長くなります。

まずはですね、廣井会長代行もおっしゃいましたけども、後半、今年入りましてからは、コロナという影響受けまして、必ずしもこう、事務局の調査もわれわれの議論もなかなか困難な状況の中でこの会議を進めなきゃいけないということで、ハンディはあったんですけども、マニュアルにも皆さんいくつかご意見はあるかとは思いますが、第15期の、住宅防火対策の提言をまとめることができました。皆さんの熱心なご討議への協力に関して、まずはお礼を申し上げます。

少し昔話なんですけども、わが国で住宅防火対策推進運動というのが始まったのは1990年です。30年前ですね。その前から、米国で、火災による死者が日本とかイギリスに比べても、人口比で2倍多いということで、危機感を持って、防火対策運動がまずアメリカで始まっているんですね。

死者はほとんど、世界中どこでも、住宅で起きているので、住宅用火災警報器の普及が始まったんです。義務設置も含めて。最初は任意設置だったんですけど。当時のニクソン大統領が標榜して、20世紀以内に死者数を半減するんだと言って、運動起こして、実際に2000年になる前に半減を達成して今も、少なくなりつつありまして、日本よりも、人口比でも少ないようになっています。

イギリスでは1992年から、住警器を普及させる運動が始まっています。そのきっかけは、

92年の冬のクリスマスの直前に、たまたま3件4件住宅火災が発生して、かわいそうに、小さな子どもが、その中で何人か死んだっていうのが重なったんですね。それがマスコミで非常に大きく報道されて、こんなに悲惨なことがあっちゃならないということで、それが強いインパクトになって、住警器を義務設置させているアメリカに学ぼうということで、それ以降、まずは任意設置で、急激に広がった。言わば非常に悲劇のニュースをきっかけとして、急激に広がったというのがまず背景にあって、任意設置でもまず広がって。それはやがて各市町村が義務設置にして広がったということです。

それを見ていた日本が、高齢者が増えて、火災件数も火災による死者数も、急激に増えつつあるということを目の前にして、米国、イギリスに学ぼうということで、住宅防火対策推進運動が始まったのが実は1990年代。いっこうに効果が上がらず。2000年になってもだめだ。住警器の義務設置も決まらないし。しばらくそういう時期が続いてようやく2006年に新築に義務設置、2008年に既存のお宅、決まるということで、ようやく日本でも住警器の設置が義務化という機運が、国内、日本でも盛り上がりましたよね。いろんな所でも行動を起こされ、町内会でもみんなつけなきゃいけないんだっていうことで、何とか。それから15年近く今、経ちまして、また住宅火災件数とか死者数やはり、最近は減ってきてるんですね、実際。

そういう意味でも、効果は上がってきているけれども、従来のように、住宅防火対策に対しての皆さんの関心は少し減りつつあるという中で住宅防火対策推進運動。だから、ある意味で大変、理屈を言えばみんなハイハイわかりましたつけましようという環境じゃない中での施策をどう進めるかと。非常にこう、ましてやコロナの方がずっと、関心ありますしね。そういう難しい中での、住宅防火対策の推進だということでもあります。それでもやはり地道、ですからもともと私は住宅防火対策っていうのは地道な取組の積み重ねだと思っております。

今は、きっかり10年じゃなくても10年という更新時期に来てるということを標榜して、運動を推進するちょうどタイミングにさしかかっているのではないかなというふうに思いますので、ぜひそれを活かして、進めていただければと、いうふうに思っています。以上でございます。長くなりまして申し訳ございませんでした。

○事務局（竹内） ありがとうございます。最後に東京消防庁を代表しまして森住防災部長から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

○森住委員 関澤会長、廣井会長代行そして委員の皆様、2年間にわたる協議と審議、そして検討していただきましてありがとうございました。東京消防庁といたしましても、住宅火災の提言、そして火災による死者をひとりでも減らす、ということで、この本会の住宅用火災警報器の設置促進と今後の適切な維持管理というものについて、強力に推進していきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしく願いいたします。長い間ありがとうございました。

○事務局（竹内） ありがとうございます。以上をもちまして、第15期東京都住宅防火

対策推進協議会を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。